

平成 28 年度(2016 年度)
外洋合同委員会会議（蒲郡）
資 料

公益財団法人日本セーリング連盟

外洋合同委員会 時間割

2月4日（土）午後 ホテル蒲郡荘

12：00～ 準備：レース委員会・JSAF事務局

受付：レース委員会・JSAF事務局

<開会関係> 進行：レース委員会清水氏

13：00～13：10

開会挨拶（レース委員会）

時間割説明

<議 事>

13：10～13：40 レース委員会外洋小委員会

休憩（10分）

13：50～14：20 外洋計測委員会

休憩（10分）

14：30～15：00 外洋安全委員会

休憩（10分）

15：10～15：40 ルール委員会外洋規則小委員会

<閉会関係> 進行：レース委員会清水氏

15：45～16：00

翌日のスケジュール・場所の説明

ルール講習会

閉会（進行役）

懇親会案内 外洋東海

JSAF レース委員会
外洋小委員会
資 料

RRS 2017-2020 における変更点

- 主催団体（実行委員会）
- レース委員会
- プロテスト委員会
- テクニカル委員会（計測委員会・安全委員会）

これらすべての委員会はRRS.89.1、2(RRS P.51)、ERS C.4.6(ERS P.9)に基づき設定することができますか？

レース公示 (NoR)・・・実行委員会が作成

- 規則略語 NoR が定められ、参照の際 NoR を使用する。(RRS P.131)
- 裁量ペナルティに関する表記
NoR 規則で裁量ペナルティを採用する条項に[DP]を表記すれば各条項に裁量ペナルティに関する記載は不要。(RRS P.132)
- *標準帆走指示書を採用する場合その旨を記載する(RRS P.134)

*標準帆走指示書に関しては、RRS P.174 付則 S を参照

帆走指示書 (SI)・・・レース委員会が作成

- 規則略語 SI が定められ、参照の際にはSI x を使用する。(RRS P.141)
- 裁量ペナルティに関する表記
NoR 規則で裁量ペナルティを採用する条項に[DP]を表記すれば各条項に裁量ペナルティに関する記載は不要。(RRS P.141)
- 帆走指示書ガイド 11.5 スタート時における、リコール艇通知のための記載がわかりやすくなりました。

帆走指示書 (SI)

- 標準帆走指示書 付則 S について (RRS P.174)
レース公示で記載した場合のみ適用
標準帆走指示書に追加し、「補完」の帆走指示書で構成される
外洋系レースで採用する場合「補完」帆走指示書での指示が多くなる可能性がある。今回初めて採用された部分になるため、運用方法等の検討が必要であると思います。

- ・ 規則略語まとめ
- ・ 規則略語 NoR , SiおよびRRS が定められ、参照の際に使用する。
- ・ 付則 WP RULES FOR RACING AROUND WAYPOINTS
- ・ 外洋レースの回航・通過マークについて、緯度経度で示される位置を指定したウェイポイントをマークとして使用することができ、付則 WP がWorld Sailingのホームページで示されている。
- ・ 現在 翻訳中で完了後 JSAF HP にアップロードされる予定。

- ・ **テクニカル 委員会 RRS 92 (RRS P.53)**
 - ・ 主催団体またはレース委員会によって任命される
 - ・ 主催団体の指示に従い、かつ規則により定められるとおりに
 - ・ 装備検査と大会計測を実施しなければならない。
 - ・ テクニカル委員会は直接抗議ができる RRS 60.4 P.34

- ・ **テクニカル 委員会 RRS 92 (RRS P.53)**
 - ・ 主催団体またはレース委員会によって任命される
 - ・ 主催団体の指示に従い、かつ規則により定められるとおりに
 - ・ 装備検査と大会計測を実施しなければならない。
 - ・ テクニカル委員会は直接抗議ができる RRS 60.4 P.34

- 全日本選手権等 公認審査について下記条件に不備が多いため、申請の際は十分に注意してください。
- ・ 第3条(外洋艇全日本選手権大会等開催の条件) 抜粋
 - (1) 第1条の大会「公認」願い、もしくは大会「共同主催」願いは、大会開催日の3ヶ月前までに、申請書を連盟に提出すること。
 - (5) レース公示案は、開催日3ヶ月前までに連盟に提出して承認を得ること。
 - (7) 連盟公認のナショナル・レースオフィサーを1名以上、大会組織のメンバーに加えること。
 - (10) 主催団体は、レースに対応した危機管理マニュアル等を作成すること。
- また、公認審査後、大幅にレース公示を変更している主催団体もあります。全日本選手権に相応しい運営をお願いいたします。

JSAF 外洋計測委員会
IRC 委員会
ORC 委員会
セイルメジャー部会
PHRF 小委員会
資 料

ERS更新セミナーについての ご案内
(含むセール計測セミナー)

2016/10/25
外洋計測委員会

2017年は RRSの改定年度に当たります。ERSも 今回 改定が行われました。現在 各クラスの計測員資格やセールメジャーの資格を保持されている方で、公式計測員資格を更新される方は このERS更新講習会の受講の必要があります。もちろん そのクラスの更新講習会も 併せて 受講の必要があります。

外洋計測委員会は このベースとなるERSの講習会を 各クラスの公式計測員及び 計測員候補者を対象に 来年2月に開催される合同委員会会議において ERS更新講習会を開催し

この講習会では メンテナンス・メジャー(セールメジャー)については IRCとORGの両クラスの公式計測員更新講習 も併せて実施します。

また この他にも 外洋計測委員会では IRC委員会の主催するIRC計測セミナーにおいても ERS更新講習会を 併せて 行う予定にしております。開催地は 関東地区、関西地区を予定しております。

詳細は JSAFODC計測委員会のHPに掲載される IRC計測セミナーを 参照ください。

計測委員会としては 下記の目的で この企画を行いました。ご参照ください。

- * ERS更新に関しては クラス協会が行う事が出来るようになりました。
 - * 外洋系セール計測 UMSが立ち上がりました。(ERS 付則2. 参照)
 - * 各クラス協会の 経費負担の軽減
 - * 重複する 公式計測員の負担軽減
 - * 各地で開催して、参加しやすくする。
- ERS更新セミナーに 関して

開催日時	： 東海	2月 4日(土) 9:00～12:00	ホテル蒲郡荘
	関東	2月 18日(土) 13:00～17:00	横浜ベイサイドマリーナ
	関西	2月 25日(土) 13:00～17:00	新西宮ヨットハーバー

問い合わせ先： 外洋系 各クラス協会

公示

2017 ERS更新セミナー（東海）
（含む セール計測セミナー）

2016/10/25

- 1) 共催 : JSAF ODC計測委員会、外洋計測委員会
IRC委員会、ORC委員会、セールメジャラー部会、J24協会
- 2) 協力 : JSAF外洋東海
- 3) 実施時期 : 2017年 2月 4日(土) 9:00から12:00まで
- 4) 実施場所 : ホテル蒲郡荘
詳細地図等は 別途ご案内致します。
- 5) 受講資格 : 日本セーリング連盟会員
有効な ERS資格を有する者
- 6) 対象者 : ERS資格を取得した者で 更新のための講習を希望する者。
各クラス公式計測員資格を取得した者で 更新のための講習を希望する
2017 IRC計測員セミナーの受講者。
- 7) 認定、更新 : この講習会を受講する事で、ERS資格が更新される。
IRC公式計測員(メンテナンス・メジャラー)の認定 (IRC委員会)
ORC公式計測員(メンテナンス・メジャラー)の認定 (ORC委員会)
J24クラス協会 公式計測員の認定(J24クラス協会)
- 8) 講師予定 : 外洋計測委員会メンバー
- 9) 費用予定 : ￥2,000.- (ERS更新料)
各クラス協会 セミナー受講料 各￥2,000.- (各クラス 公式計測員)
注1. IRCのみの 公式計測員は IRC計測セミナーでの支払いで 参加出来ます。
注2. ORC公式計測員も 必要な場合は 別途 ￥2,000.- が 必要です。
- 10) 配布資料 : ERS更新 資料 (ODC計測委員会)
IRCイヤーブック2017、各種 IRC資料 (IRC委員会)
IMS2017、各種 ORC資料 (ORC委員会)
- 11) 持参する物 : 筆記用具、パーソナルコンピューター、2017-2020ルールブック(RRS,ERS)
2017-2020ルールブックは 当日販売も 致します。
- 12) 時間割り : 2月 4日(土) ホテル蒲郡荘
9:00 受付 開始
9:05 開催 挨拶 及び 内容 説明
9:10 ERS更新 セミナー (外洋計測委員会)
10:30 セール計測 (IRC委員会、ORC委員会)
実技に関する 質疑応答
12:00 終了
時間割りは 概略で内容により 当日変更される事があります。
- 13) 申込方法 : 各クラス 指定の申込書にて行う事。
- 15) 連絡先 : 外洋計測委員会 各クラス協会
各クラス協会とセールメジャラー部会は 参加者を取りまとめて 申し込むこと。

公示

2017 ERS更新セミナー（関東）
（含む セール計測セミナー）

2016/10/25

- 1) 共催 : JSAF ODC計測委員会、外洋計測委員会
IRC委員会、ORC委員会、セールメジャラー部会、J24協会
- 2) 協力 : 神奈川県 セーリング連盟
- 3) 実施時期 : 2017年 2月 18日（土）13:00から17:00まで
- 4) 実施場所 : 横浜ベイサイドマリーナ
詳細地図等は 別途ご案内致します。
- 5) 受講資格 : 日本セーリング連盟会員
有効な ERS資格を有する者
- 6) 対象者 : ERS資格を取得した者で 更新のための講習を希望する者。
各クラス公式計測員資格を取得した者で 更新のための講習を希望する
2017 IRC計測員セミナーの受講者。
- 7) 認定、更新 : この講習会を受講する事で、ERS資格が更新される。
IRC公式計測員（メンテナンス・メジャラー）の認定（IRC委員会）
ORC公式計測員（メンテナンス・メジャラー）の認定（ORC委員会）
J24クラス協会 公式計測員の認定（J24クラス協会）
- 8) 講師予定 : 外洋計測委員会メンバー
- 9) 費用予定 : ￥2,000.-（ERS更新料）
各クラス協会 セミナー受講料 各￥2,000.-（各クラス 公式計測員）
注1. IRCのみの 公式計測員は IRC計測セミナーでの支払いで 参加出来ます。
注2. ORC公式計測員も 必要な場合は 別途 ￥2,000.-が 必要です。
- 10) 配布資料 : ERS更新 資料（ODC計測委員会）
IRCイヤーブック2017、各種 IRC資料（IRC委員会）
IMS2017、各種 ORC資料（ORC委員会）
- 11) 持参する物 : 筆記用具、パーソナルコンピューター、2017-2020ルールブック（RRS,ERS）
2017-2020ルールブックは 当日販売も 致します。
- 12) 時間割り : 2月 19日（日） 横浜ベイサイドマリーナ
12:50 受付 開始
13:00 開催 挨拶 及び 内容 説明
13:10 ERS更新 セミナー（外洋計測委員会）
14:30 IRC規則及び 変更点の説明
15:00 セール計測（IRC委員会、ORC委員会）
実技に関する 質疑応答
17:00 1日目 終了
時間割りは 概略で内容により 当日変更される事があります。
- 13) 申込方法 : 各クラス 指定の申込書にて行う事。
- 15) 連絡先 : 外洋計測委員会 各クラス協会
各クラス協会とセールメジャラー部会は 参加者を取りまとめて 申し込むこと。

公示

2017 ERS更新セミナー（関西）
（含む セール計測セミナー）

2016/10/25

- 1) 共催 : JSAF ODC計測委員会、外洋計測委員会
IRC委員会、ORC委員会、セールメジャラー部会、J24協会
- 2) 協力 : 外洋内海
- 3) 実施時期 : 2017年 2月 25日(土) 13:00から17:00まで
- 4) 実施場所 : 新西宮ヨットハーバー
詳細地図等は 別途ご案内致します。
- 5) 受講資格 : 日本セーリング連盟会員
有効な ERS資格を有する者
- 6) 対象者 : ERS資格を取得した者で 更新のための講習を希望する者。
各クラス公式計測員資格を取得した者で 更新のための講習を希望する
2017 IRC計測員セミナーの受講者。
- 7) 認定、更新 : この講習会を受講する事で、ERS資格が更新される。
IRC公式計測員(メンテナンス・メジャラー)の認定 (IRC委員会)
ORC公式計測員(メンテナンス・メジャラー)の認定 (ORC委員会)
J24クラス協会 公式計測員の認定(J24クラス協会)
- 8) 講師予定 : 外洋計測委員会メンバー
- 9) 費用予定 : ￥2,000.- (ERS更新料)
各クラス協会 セミナー受講料 各￥2,000.- (各クラス 公式計測員)
注1. IRCのみの 公式計測員は IRC計測セミナーでの支払いで 参加出来ます。
注2. ORC公式計測員も 必要な場合は 別途 ￥2,000.- が 必要です。
- 10) 配布資料 : ERS更新 資料 (ODC計測委員会)
IRCイヤーブック2017、各種 IRC資料 (IRC委員会)
IMS2017、各種 ORC資料 (ORC委員会)
- 11) 持参する物 : 筆記用具、パーソナルコンピューター、2017-2020ルールブック(RRS,ERS)
2017-2020ルールブックは 当日販売も 致します。
- 12) 時間割り : 2月 25日(土) 新西宮ヨットハーバー
12:50 受付 開始
13:00 開催 挨拶 及び 内容 説明
13:10 ERS更新 セミナー (外洋計測委員会)
14:30 IRC規則及び 変更点の説明
15:00 セール計測 (IRC委員会、ORC委員会)
実技に関する 質疑応答
17:00 終了
時間割りは 概略で内容により 当日変更される事があります。
- 13) 申込方法 : 各クラス 指定の申込書にて行う事。
- 15) 連絡先 : 外洋計測委員会 各クラス協会
各クラス協会とセールメジャラー部会は 参加者を取りまとめて 申し込むこと。

2016/10/25
外洋計測委員会 IRC委員会

隔年開催されております IRC計測セミナーを 愛知県蒲郡市で 開催されます外洋合同委員会
会議に合わせて開催致しますので そのご案内を お送りいたします。

2017年は ERSも改定されますので ERSの資格の更新講習の受講も必須になっております。
IRC公式計測員のみならず 会員の方々にも関係のある事柄なので、受講をお勧め致します。

IRC委員会では 東海その他 関西、関東での計測セミナー開催も予定しております。
関西、関東での開催時期等詳細は 後日ご連絡いたします。

また 外洋合同委員会では 例年のように 2017年度のIRCルールの変更点の説明
IRCコンGRESの報告、昨年度と今年度の計測実績の報告等を行います。

開催日時 : 2017年 2月 3日(金) 11:00から 4日(土)12:00まで (2日間)
2月 3日(金) 11:00~18:00 ラグーナ・マリナー
2月 4日(土) 9:00~12:00 ホテル蒲郡荘

その他 会場での予定

関東 2017年 2月 18日(土)12:30から 19日(日)17:00まで (2日間)
2月 18日(土) 13:00~17:00 横浜ベイサイドマリーナ
2月 19日(日) 9:00~17:00 横浜ベイサイドマリーナ

関西 2月 25日(土) 13:00~17:00 新西宮ヨットハーバー
2月 26日(日) 9:00~17:00 新西宮ヨットハーバー

申込書送付先

メールアドレス head@isafirc.com

申込期限 2017年 1月 20日 (金)

外洋合同委員会の 申込期限とは 異なりますので ご注意下さい。

詳細は IRC計測セミナーの公示で ご確認下さい。

問い合わせ先 : head@isafirc.com

2017 IRC計測セミナー（東海）
（含む ERS更新セミナー）

2016/10/25

- 1) 共催 : JSAF IRC委員会、JSAF外洋計測委員会、ODC計測委員会
- 2) 協力 : JSAF外洋東海、ORC委員会
- 3) 実施時期 : 2017年 2月 3日(金) 11:00から 4日(土)12:00まで（2日間）
- 4) 実施場所 : ラグーナ・マリナー , ホテル蒲郡荘
詳細地図等は 別途ご案内致します。
- 5) 受講資格 : 日本セーリング連盟会員
有効な ERS資格を有する者
- 6) 対象者 : IRC公式計測員資格を取得した者で、更新のための講習を希望する者、
および2013,2015開催のIRC計測員セミナーの受講者。
ERS資格を有していない場合でも 受講は可能であるが 公式計測員としての認定はできません。
- 7) 認定、更新 : この講習会を受講の上、資格審査を経てIRC公式計測員資格が認定される。
この講習会を受講する事で、ERS資格が更新される。
- 8) 講師予定 : 3日(金)IRC委員会 メンバー
4日(土)外洋計測委員会メンバー
- 9) 費用予定 : ￥4, 000. - (ERS更新料￥2,000.-を含む)
- 10) 配布資料 : ERS更新 資料（外洋計測委員会、ODC計測委員会）
IRCイヤーブック2017、各種 IRC資料
IMS2017、各種 ORC資料（ORC委員会）
- 11) 持参する物 : 筆記用具、パーソナルコンピューター、2017-2020ルールブック(RRS,ERS)
2017-2020ルールブックは 当日販売も 致します。
- 12) 時間割り : 2月 3日(金) ラグーナ・マリナー
11:00 受付 開始
11:10 開催 挨拶 及び 内容 説明
11:30 重量計測
船体計測
リグ計測
フローティション計測 等
15:00 IRCアプリケーションフォームの 入力実習等
IRC規則及び 変更点の説明
IRC実技に関する 質疑応答
18:00 1日目 終了
2月 4日(土) ホテル蒲郡荘
8:45 受付 開始
9:00 開催 挨拶 及び 内容 説明
9:10 ERS更新 セミナー(外洋計測委員会)
10:30 セール計測 (IRC委員会、ORC委員会)
実技に関する 質疑応答
12:00 終了
時間割りは 概略で内容により 当日変更される事があります。
- 13) 申込方法 : 別紙 申込書に 必要事項記載の上 メールにて送付の事。
送付先 : head@jsafirc.com
- 14) その他 : 昼食は 済ませてきてください。(開始時間の関係上)
セールメジャラー部会メンバーで IRCメンテナンス・メジャラーは
2月4日(金)の 講習会のみでも可
- 15) 連絡先 : 川合 090-8957-9114

2017 IRC計測セミナー（関東）
（含む ERS更新セミナー）

2016/10/25

- 1) 共催 : JSAF IRC委員会、JSAF外洋計測委員会、ODC計測委員会
- 2) 協力 : 神奈川県セーリング連盟、ORC委員会
- 3) 実施時期 : 2017年 2月 18日(土)13:00から 19日(日)17:00まで（2日間）
- 4) 実施場所 : 横浜ベイサイドマリーナ
詳細地図等は 別途ご案内致します。
- 5) 受講資格 : 日本セーリング連盟会員
有効な ERS資格を有する者
- 6) 対象者 : IRC公式計測員資格を取得した者で、更新のための講習を希望する者、
および2013,2015開催のIRC計測員セミナーの受講者。
ERS資格を有していない場合でも 受講は可能であるが 公式計測員としての認定はできません。
- 7) 認定、更新 : この講習会を受講の上、資格審査を経てIRC公式計測員資格が認定される。
この講習会を受講する事で、ERS資格が更新される。
- 8) 講師予定 : 18日(土)外洋計測委員会メンバー(ERS更新講習会)、他
19日(日)IRC委員会メンバー
- 9) 費用予定 : ￥4,000.- (ERS更新料￥2,000.-を含む)
- 10) 配布資料 : ERS更新 資料 (外洋計測委員会、ODC計測委員会)
IRCイヤーブック2017、各種 IRC資料
IMS2017、各種 ORC資料 (ORC委員会)
- 11) 持参する物 : 筆記用具、パーソナルコンピューター、2017-2020ルールブック(RRS,ERS)
2017-2020ルールブックは 当日販売も 致します。
- 12) 時間割り : 2月 18日(土) 横浜ベイサイドマリーナ
12:50 受付 開始
13:00 開催 挨拶 及び 内容 説明
13:10 ERS更新 セミナー(外洋計測委員会)
14:30 IRC規則及び 変更点の説明
15:00 セール計測 (IRC委員会、ORC委員会)
実技に関する 質疑応答
17:00 1日目 終了
2月 19日(日) 横浜ベイサイドマリーナ
9:00 重量計測
船体計測
リグ計測
フローテーション計測 等
14:00 IRCアプリケーションフォームの 入力実習等
IRC実技に関する 質疑応答
17:00 終了
時間割りは 概略で内容により 当日変更される事があります。
- 13) 申込方法 : 別紙 申込書に 必要事項記載の上 メールにて送付の事。
送付先 : head@jsaifirc.com
- 14) その他 : セールメジャラー部会メンバーで IRCメンテナンス・メジャラーは
2月18日(土)の 講習会のみでも可
- 15) 連絡先 : 長谷川 090-1667-8689

2017 IRC計測セミナー（関西）
（含む ERS更新セミナー）

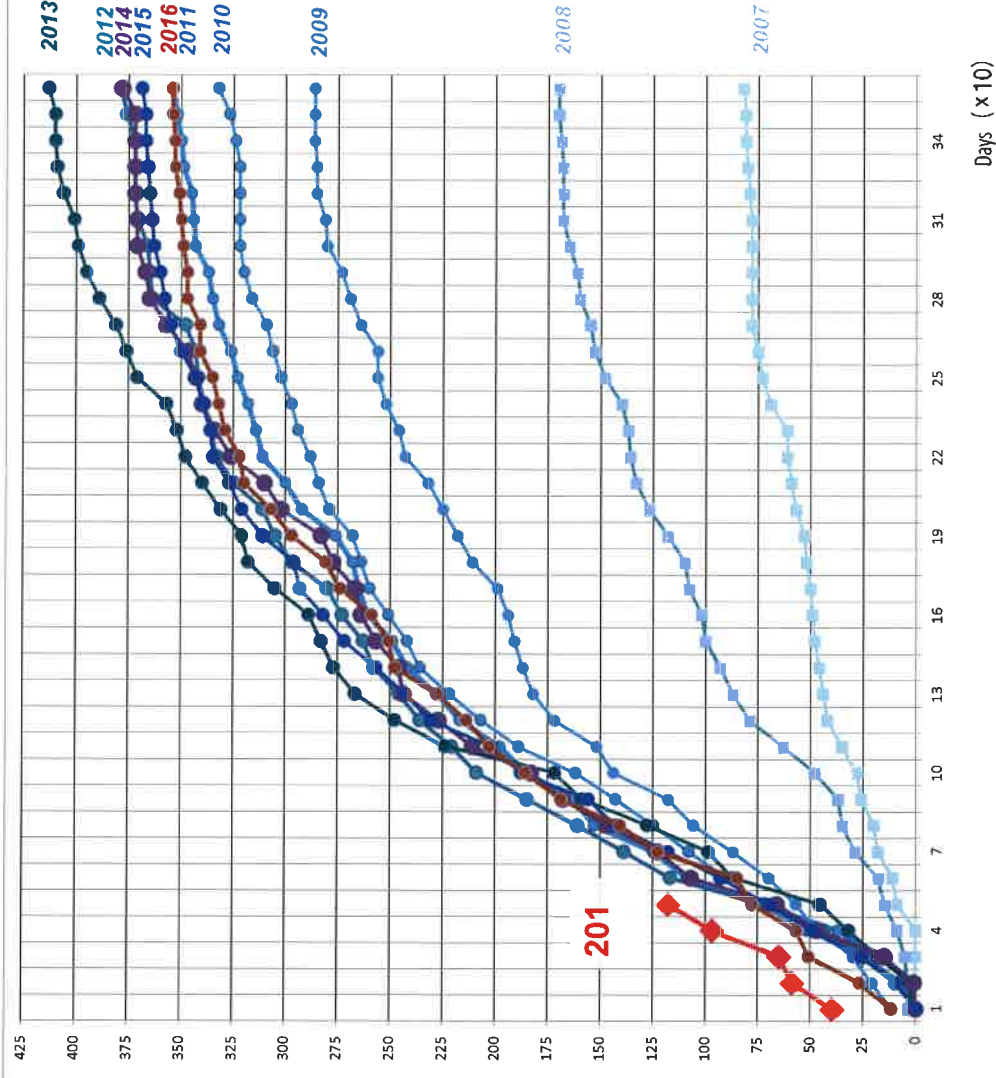
2016/10/25

- 1) 共催 : JSAF IRC委員会、JSAF外洋計測委員会、ODC計測委員会
- 2) 協力 : 外洋内海、ORC委員会
- 3) 実施時期 : 2017年 2月 25日(土)13:00から 26日(日)17:00まで（2日間）
- 4) 実施場所 : 新西宮ヨットハーバー
詳細地図等は 別途ご案内致します。
- 5) 受講資格 : 日本セーリング連盟会員
有効な ERS資格を有する者
- 6) 対象者 : IRC公式計測員資格を取得した者で、更新のための講習を希望する者、
および2013,2015開催のIRC計測員セミナーの受講者。
ERS資格を有していない場合でも 受講は可能であるが 公式計測員としての認定はできません。
- 7) 認定、更新 : この講習会を受講の上、資格審査を経てIRC公式計測員資格が認定される。
この講習会を受講する事で、ERS資格が更新される。
- 8) 講師予定 : 25日(土)外洋計測委員会メンバー(ERS更新講習会)、他
26日(日)IRC委員会メンバー
- 9) 費用予定 : ￥4,000.- (ERS更新料 ￥2,000.-を含む)
- 10) 配布資料 : ERS更新 資料 (外洋計測委員会、ODC計測委員会)
IRCイヤーブック2017、各種 IRC資料
IMS2017、各種 ORC資料 (ORC委員会)
- 11) 持参する物 : 筆記用具、パーソナルコンピューター、2017-2020ルールブック(RRS,ERS)
2017-2020ルールブックは 当日販売も 致します。
- 12) 時間割り : 2月 25日(土) 新西宮ヨットハーバー
12:50 受付 開始
13:00 開催 挨拶 及び 内容 説明
13:10 ERS更新 セミナー(外洋計測委員会)
14:30 IRC規則及び 変更点の説明
15:00 セール計測 (IRC委員会、ORC委員会)
実技に関する 質疑応答
17:00 1日目 終了
2月 26日(日) 新西宮ヨットハーバー
9:00 重量計測
船体計測
リグ計測
フローテーション計測 等
14:00 IRCアプリケーションフォームの 入力実習等
IRC実技に関する 質疑応答
17:00 終了
時間割りは 概略で内容により 当日変更される事があります。
- 13) 申込方法 : 別紙 申込書に 必要事項記載の上 メールにて送付の事。
送付先 : head@isafirc.com
- 14) その他 : セールメジャラー部会メンバーで IRCメンテナンス・メジャラーは
2月25日(土)の 講習会のみでも可
- 15) 連絡先 : 上阪 090-8931-8946

IRC申請の推移

(2017年度版)

2017/1/31



	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	前年比 (前年比)
1 12/10	0	4	12	0	0	1	1	0	0	12	12	0
2 12/20	0	4	21	6	1	7	3	1	10	27	40	13 (28)
3 12/30	0	5	30	25	16	24	18	15	26	51	59	8 (19)
4 1/10	0	9	47	52	37	44	32	47	49	57	65	8 (6)
5 1/20	9	15	57	74	74	72	46	66	70	78	97	19 (32)
6 1/30	11	18	70	90	109	117	87	107	93	85	118	33 (21)
7 2/10	18	29	87	108	125	139	99	123	118	123		
8 2/20	20	35	106	125	153	161	128	147	143	141		
9 2/30	26	37	118	143	163	185	159	168	156	159		
10 3/10	28	48	144	162	185	209	172	183	188	186		
11 3/20	35	63	152	189	198	221	224	211	202	203		
12 3/30	42	79	172	207	217	236	248	227	231	214		
13 4/10	44	87	182	222	228	246	267	244	243	228		
14 4/20	46	93	187	236	242	258	277	246	257	248		
15 4/30	48	100	191	242	249	263	283	257	272	251		
16 5/10	49	102	194	251	261	273	289	264	282	259		
17 5/20	50	108	199	260	265	280	305	267	293	274		
18 5/30	52	110	211	264	268	297	318	277	296	281		
19 6/10	53	118	218	268	276	305	321	283	311	297		
20 6/20	57	127	225	279	292	311	331	302	321	307		
21 6/30	59	133	232	284	300	325	340	310	327	320		
22 7/10	61	136	243	288	311	333	348	326	335	322		
23 7/20	61	137	246	294	314	336	352	334	336	329		
24 7/30	69	140	252	297	318	339	357	340	340	332		
25 8/10	73	148	256	302	323	342	371	343	343	335		
26 8/20	75	153	256	306	326	343	376	347	350	341		
27 8/30	78	155	264	309	332	348	381	357	355	341		
28 9/10	78	160	269	316	335	364	389	365	358	347		
29 9/20	78	161	273	320	337	365	395	367	360	347		
30 9/30	78	165	280	322	343	366	399	371	363	349		
31 10/10	78	168	281	322	344	371	401	371	364	350		
32 10/20	79	168	285	322	345	372	406	372	365	351		
33 10/30	80	168	285	322	349	372	409	372	366	353		
34 11/10	81	169	286	324	350	372	410	372	367	354		
35 11/20	81	170	286	327	352	376	410	372	367	354		
36 11/30	82	170	286	332	354	379	413	378	369	354		

IRC証書発行実績

2017/01/31

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	新規更新
ENDORSED	12	47	75	107	113	114	133	149	153	157	149	46	1 45
NORMAL	18	42	45	115	145	162	166	164	159	152	144	37	0 37
Valid Cert.	30	89	120	222	258	276	299	313	312	309	293	83	1 82
Amendment	0	8	25	36	32	41	48	52	37	39	39	0	0 枚
Trial	0	1	18	24	26	37	37	41	20	19	15	2	2 枚
Copy & Ref.	0	0	3	7	8	1	6	3	2	2	1	0	0 枚
Total issue	30	98	166	289	324	355	379	409	371	369	348	85	発行枚数 85
事務局受付数	31	110	177	296	335	360	386	413	378	373	354	118	
(新規受付)	31	71	51	114	81	48	69	55	39	29	35	8	

J S A F P H R F 小委員会 八木達郎

「オープンレース」において同じコース上で経験則レーティング（PHRF）と制式レーティング（「IRC」「ORC」）とがクラス分けされて運用されているケースが多いが、これはいわゆる「デュアルスコアリング」ではない。「デュアルスコアリング」とは、同じコースのレースなら「一つのレーティング」を参加資格として全体をスコアリングしながら、「他のレーティング」の成績も同時に発表するというものであり、その目的は「同じようなポテンシャルの艇が同じコース上で別のレースを行うことにより、レースそのものの興味がそがれないように。」と考えられたものである。（制式レーティングどうしても、デュアルは可能）

もう一つの目的は、雑多な艇群をそれぞれのポテンシャルに応じて細かくクラス分け（グループ分け）することにより、ヨットレース本来の競い合う楽しみを与えようとするものであり、これが「レーティング」を一つにまとめることの最大のメリットとなる。これにより「オープンレース」に参加する目的を、「景品」や「イベントそのもの」から少しでもヨットレース本来の「競い合う楽しみ」を得られるようにすることが可能になる。またこのためには十分な「タイムリミット」（もしくはコース短縮）によりできるだけ多くの艇を完走させることと、「レース結果」を速報で速やかに出すことが必要になる。

<問題点>

「制式レーティング」の結果が発表されると、「経験則レーティング」との違う結果が現れることがある。この場合は「ポテンシャルの評価方法がちがうだけ」と答えるのが望ましいが、「経験則レーティング」にもそれなりに高いレベルが要求される。（これは「制式レーティング」からの換算を奨めるものではない。）これらのレーティングに対する評価は、どちらが正しいかではなく、どちらの方が「違和感」がないかで評価されることが望ましい。

「経験則レーティング」があれば「制式レーティング」を取得する必要がないのでは？という考え方があるがこれは間違い。「制式レーティング」が「レベルの高いレース」を主催運用することによって、「より底辺のレース」を「経験則レーティング」が支えることができる。

以上

ISAFパフォーマンスマンディキヤップ 2016

2017年1月31日

氏名	JSAF会員所属	レース&艇数	レース&艇数	レース&艇数	レース&艇数	合計
八木 達郎	外洋駿河湾	三崎S. C/22	初島D. H/94 (NR)	SUBARUZA/97	若大将C. /103 (43)	316/4R
角 晴彦	神奈川県	B, S OPEN/77		-		77/1R
横山 英博	兵庫県	WHITE14R/106	SPRING4R/44	AUTUMN3R/34		184/21R
豊田 哲郎	愛知県	三河湾/6	ERIKA CUP/60	D.C CUP/24	五ヶ所湾/14	104/4R
上阪 和功	外洋内海	関空一周/81	舵杯/48	島精機CUP/32		161/3R
峯 邦宏	長崎県	ハウステンボスカップ OPヨットレース/60	小浜-長崎ヨットレー ス/10	軍艦島/11	ほかに20艇前後 の参加で、長崎 帆船祭りレー ス、長崎オーブ ンレースがあり ますが、2016年 は前者は熊本地 震、後者は台風 のため中止とな りました。	81/3R

外洋合同委員会 会議への報告(20170127)

外洋計測委員会 吉田 豊

1) 外洋計測委員会の状況と問題点

外洋計測委員会は IRC委員会とORC委員会 PHRF委員会、技術委員会、セールメジャラ一部会、各外洋クラス協会(J-24, X-35, Melges)の計測担当で構成されています。昨年度も IRCでは 350 枚の証書発行を行い、ORCでは 56 枚の証書発行を行いました。J-24は世界選手権を和歌山で開催して、新規に計測員を養成して、来日したチーフメジャラーを中心に計測業務も順調に、効率的に進められました。

これら全体としての外洋計測業務に関しては 大きな問題もなく 順調に推移しました。

今年度は RRSルールの更新時期に当たり、ERSや各クラスの計測員の更新講習会を開催する予定になっております。開催地は 関東、東海、関西を予定しております(HP参照)。

昨年からは 外洋計測委員会も IRC 委員会とORC 委員会の2つの大きな組織を包含して、組織、人員、予算等 肥大化してきています。

また このような組織を預かっている我々としては 将来起こりうる事態を予測して、ユーザーにこれらのレーティングシステムを 継続して提供し、また 将来共に この組織を運用や 持続可能な維持をしていくのかを 考えるべき時期に来ているように思いました。

現状の外洋レースに限って考えるに、今後 10 年以内には 外洋系のオーナーが 相当数が減少する可能性があります。また 若いヨット乗りの減少に伴い、計測委員会の管理者や計測員の応募者も少なくなると予想されます。このことは 直接 レーティング取得艇の減少、ひいては 委員会予算や構成員の減少に直結しますし、このような事態は もうすぐ目の前に来ているように思います。

2)IRC 委員会

* 現在の IRC 委員会の組織は 組織内の人材も質が高く、高いレベルで機能しています。この委員会の取り扱い証書の質も そのシステムの運用も 国際的にも高いレベルにあり、RORC の IRC 組織との関係も良好です。

* 証書発行枚数は 申請推移を参照ください。

* IRC定例国際会議(パリ)には レーティングオフィスの角さんと オーナー協会の会長の平井さんも ご参加いただきました。

* IRC会議は 6 月開催して、今年の業務について討議しました。

* IRCルールについては ジェノアのピークポイントの位置が 変更されました。今年は ORCとIRCでは そのポイントが違ったのですが、日本のIRC委員会からの指摘で ORCのポイントと同じ位置になりました。

* IRCレーティングシステムは 日本のメジャーのレースで すべて使用され、適切に運用されました。ジャパンカップでは IRC委員会から メジャメントインスペクターを派遣して レースをバックアップしました。

* 年間予算としては 約 1000 万円の予算を提出しています。収支はバランスしています。

* 問題点としては ここ 4 年ほどで 発行証書枚数が 50 枚ほど減少しています。また 周りのオーナーの年齢層を見ても ヨットレースを止めていく方々が増えてきて、証書取得艇の数の減少も始まると考えます。このことは 必然的に 将来 IRC 委員会の予算や人員の減少も避けられない状況と認識しています。

3) ORC 委員会の状況

* ORC 委員会に関しては 一年間 人員の確保、組織の構築、必要計測機材の購入、計測に関わる人員の再教育(計測講習会)、必要ソフト(RMP)の組み換えと更新、ORC 会議への人材の派遣(高垣氏)、ルールの翻訳(IMS, ORC, Green Book)、等を行ってきました。

* 今年度の証書の発行総数も 60 隻程度になりました。比較的に スムースに業務は進められたと理解しています。ユーザーとしては 北海道、関東、西内海での活動艇が 取得しています。

* この委員会の予算は約 250 万円の予算を編成しました。活動の結果、160 万円の赤字。ただ ここでの今年度の 予算の組み立てを始めていますが、基本的には 100 万円を超える赤字の予算編成になります。ただ 連盟の中で これをいつまでも続けているというのは 無理があり、改善の必要があるとの理解もしています。

* 当初は バランスを取るために 日本周辺の海外の ORC 証書発行を日本で行い、また 計測業務も 日本から派遣することで 収入の増加を図り、バランスさせることも考えてきました。ただ これには ORC からの了解は得られていますが、諸外国の NA との話も進めないといけませんし、これには もう少し時間がかかる事柄と認識しています。

* 現状の組織としては全体で 8 名。ORC の計算室は 2 名で その機能は十分と考えます。現場の計測員は 実質 1 名のみ。TC 機能や証書管理や運用も 脆弱。成績算出ソフト(RMP)の活用も進める必要があります。現場の計測業務も人的な規模と能力を上げる必要があると認識しています。現状でも 組織と各個人の能力の向上が求められます。

4) 計測委員会の将来像の提案

これらの状況の中で 将来に向けて 持続可能な形で維持できる組織の構築が必要条件と考えます。

①検討グループ

外洋計測委員会においては 現在 来期の事業計画、予算も組み始めて、また 現状の中間決算も出そろいました。外洋計測委員会に於いて 現状の問題点についての検証と これに対する改善策を模索する「検討グループ」を 立ち上げることにいたしました。この組織の趣旨と目的についての ご報告をいたします。

委員長として これからの対応方法としては IRC 委員会、ORC 委員会を統合して、組織をコンパクトにして 再構築するのが将来を見据えた形ではないかと考えて提案しました。

内容的には 両方の事務を一元化したいと考えます。予算や会計についても一元管理する。テクニカルコミッティー、計測員について ORC,IRC の両方をカバーするような形態の組織に改組する。事務については 両クラスの事務は重複する部分がある。この重複部分を兼任するようにしたい。HPも統合した形で 再編成をして コストの圧縮と利便性の向上を図りたい。また セーラーの総数の減少からこれから計測を担う人は 減っていくことになると思います。少ない 人的資源を効率的に使わねばなりません。現在 IRC 計測員から ORC の計測を担当できる人材を選出して、ORC 計測員を育成する。現状では 使える ORC の計測員は 1 名のみ。この現状を 改善するために、兼任できる計測員を養成することを目指します。これらを 検討グループに提案しました。

②検討グループの会議

委員長からの提案と これらの現象に対応するために 外洋計測に関わる有識者に これらを提議して 議論をする場として「検討グループ」の設立をしたいと考え、組織化しました。

このメンバーは 改組した外洋計測委員会の構成員にもなります。

各委員会からの推薦と委員長の指名がありました。委員は下記のとおり(12 名)です。

吉田(外洋計測委員長 兼 ORC委員会委員長)、川合(IRC委員会)、林(技術委員会)、東島(ODC委員会)、角(IRC委員会)、八木(PHRF委員会)、寺澤(JSAF事務局)、山下(ORC委員会)、水越(ORC委員会)、山田(セールメジャラー一部会)、鈴木(国際委員会、ルール委員会)、長谷川(IRC委員会事務局)

⑤検討グループの会議の結果

この「検討グループ」で 1 月 14 日に会合を開きまして 対応を議論しました。

検討の結果 下記のように方向付けが 決まりました。

- ① 外洋計測委員会の全体統合は まだ早いし、ディンギーを含めた 全体の 計測組織という視点と方向性で考えるのがよいのではないかと。当面 2020 年をめどに検討を進める。
- ② 当面 証書発行事務に関して 窓口(受付)と出口(証書発行)とを統合する。(コスト削減)
- ③ 当面 IRCを 当面 日本のメインのレーティングシステムとする。

- ④ デュアルスコアリングを推奨する。(添付八木氏文章 参照 遊べる方向の模索)
- ⑤ HPIは 現時点で 外洋計測委員会は 2つのHP(IRC, ORC)を持っているが、計測委員会の HPを新たに 統合した設計を行い、新たに制作する。データも その中に入れて アクセス権を持つ人が 入って中のデータを見られるようにする。(簡素化、コストの削減、効率化)

平成 29 年度 事 業 計 画 (案)

IRC 委員会

川合 紀行

IRC委員会事業計画

1. 今期の登録数

日本の外洋レースへの導入を始めて今年度で 11 年目を迎える。ほぼ 国内全ての地域で IRC が導入された。昨年度とくらべると、登録艇数、証書発行は約5%減。委員会としては日本国内では この規模が 現有 最大の数値になると理解している。従って今期の登録数は現状維持の300艇と証書発行350枚を目標としたい。

今後も IRC レーティングシステムの一層の普及と拡充、そして 利用会員の利便性を増進して、引き続き委員会としての業務を継続し、これを更に展開する。

2. IRC レーティングの実績(証書発行)

2007 年度	96艇	109枚の証書発行
2008 年度	120艇	150枚の証書発行
2009 年度	220艇	300枚の証書発行
2010 年度	259艇	334枚の証書発行
2011 年度	275艇	348枚の証書発行
2012 年度	299艇	380枚の証書発行
2013 年度	314艇	412枚の証書発行
2014 年度	312艇	371枚の証書発行
2015 年度	309艇	366枚の証書発行
2016 年度	293艇	347枚の証書発行

3. IRC普及活動

国内でのIRCルールの利用普及のために 各地で開催されるレースについてIRC 委員会として継続的に 支援する。

4. 国際会議への参加

IRCコンGRESにも 引き続き委員を派遣して、国際的な活動でも貢献する。

WS総会には 今年度も角氏(IRC レーティングオフィス)を派遣する。角氏の技術報告も引き続き 重要なので、国際委員会と共同して派遣を継続したい。

5. IRC 委員会会議

IRC 委員会会議は 年間に 2 回から 3 回 開催している。

業務遂行に必要な事柄、ルールの解釈、計測員の認定、国際会議の報告、等を行う。

参加者は 10-15 名。

6. 計測機材の維持

計測機材についてはJSAFで 5トン 12トン 20トンの3機種を保有して運用している。
それぞれの重量計の定期的なキャリブレーションを順次イギリスに送り実施する。

7. 国内で行なわれる主要規格レースへの支援

今年度もジャパンカップをはじめ、ミドルボート全日本、ミニトン全日本等のレースに 要請があれば IRC委員の派遣を含めて支援(計測技術)を行う。

8. 外洋合同委員会会議への参加

外洋のレース・計測・安全・ルール委員会が集まり、合同で会議を行う。

(2017 年 2 月に蒲郡で行われるが 2018 年の場所は未定)

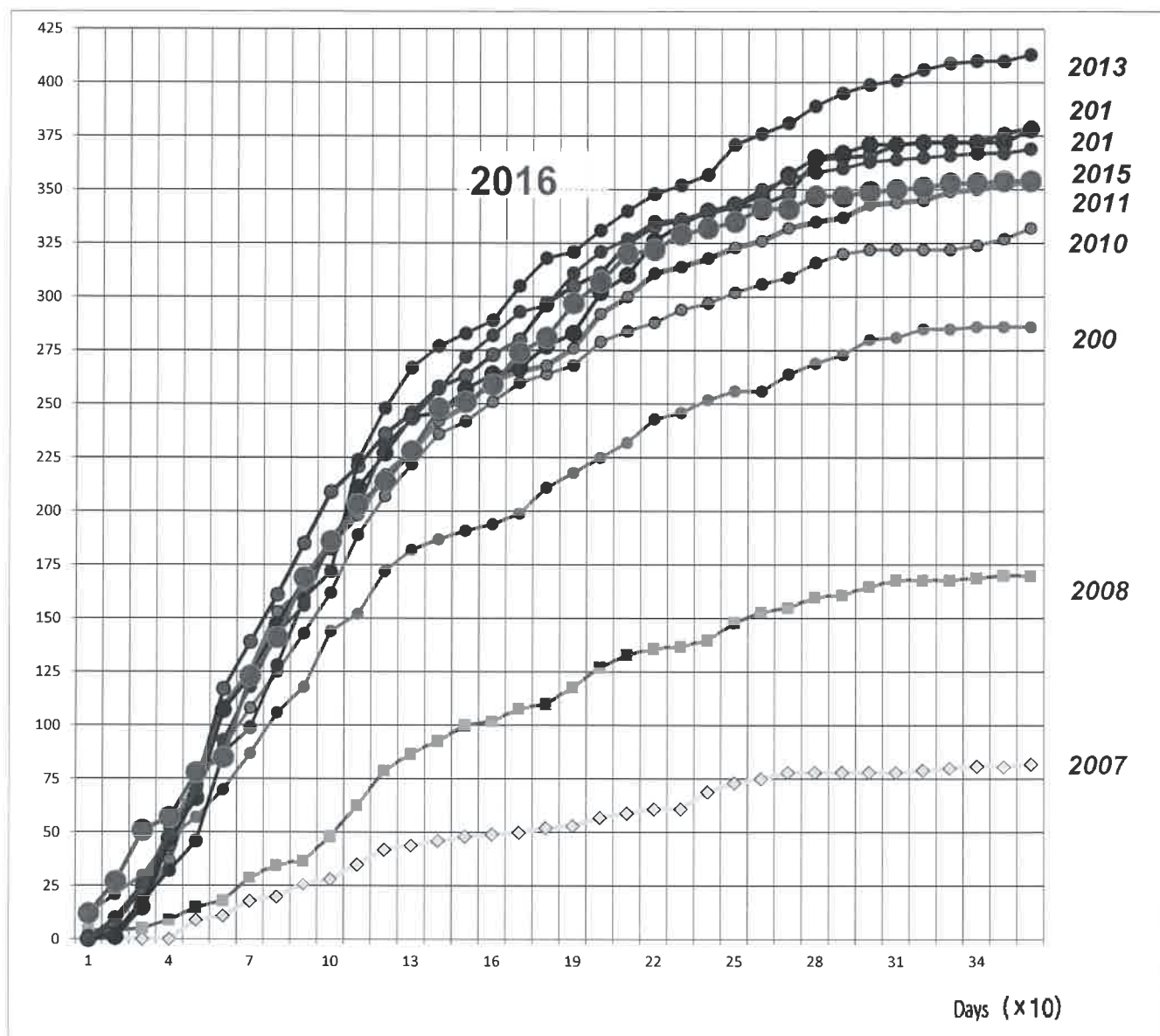
IRC kongressの報告とルールの変更点の解説 及び その運用と計測組織についての説明。併せて 参加加盟団体の代表者や計測員からの質問を受け、要望や意見の聞き取りを行う。

9. IRC オーナーズ協会からの普及活動

IRCオーナーズ協会会長は平井会長が引き続き会長職を務める。

IRC 委員会としては 引き続き IRC の普及のために IRCオーナーズ協会と協力して各地のレースへのIRC採用を働きかけるとともに普及活動を活発化する。

以上



		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	前年比 (旬間比)
1	12/10	0	4	12	0	0	1	1	0	0	12	12
2	12/20	0	4	21	6	1	7	3	1	10	27	17 (15)
3	12/30	0	5	30	25	16	24	18	15	26	51	25 (24)
4	1/10	0	9	47	52	37	44	32	47	49	57	8 (6)
5	1/20	9	15	57	74	74	72	46	66	70	78	8 (21)
6	1/30	11	18	70	90	109	117	87	107	93	85	-8 (7)
7	2/10	18	29	87	108	125	139	99	123	118	123	5 (38)
8	2/20	20	35	106	125	153	161	128	147	143	141	-2 (18)
9	2/30	26	37	118	143	163	185	159	168	156	169	13 (28)
10	3/10	28	48	144	162	185	209	172	183	188	186	-2 (17)
11	3/20	35	63	152	189	198	221	224	211	202	203	1 (17)
12	3/30	42	79	172	207	217	236	248	227	231	214	-17 (11)
13	4/10	44	87	182	222	228	246	267	244	243	228	-15 (14)
14	4/20	46	93	187	236	242	258	277	246	257	248	-9 (20)
15	4/30	48	100	191	242	249	263	283	257	272	251	-21 (3)
16	5/10	49	102	194	251	261	273	289	264	282	259	-23 (8)
17	5/20	50	108	199	260	265	280	305	267	293	274	-19 (15)
18	5/30	52	110	211	264	268	297	318	277	296	281	-15 (7)
19	6/10	53	118	218	268	276	305	321	283	311	297	-14 (16)
20	6/20	57	127	225	279	292	311	331	302	321	307	-14 (10)
21	6/30	59	133	232	284	300	325	340	310	327	320	-7 (13)
22	7/10	61	136	243	288	311	333	348	326	335	322	-13 (2)
23	7/20	61	137	246	294	314	336	352	334	336	329	-7 (7)
24	7/30	69	140	252	297	318	339	357	340	340	332	-8 (3)
25	8/10	73	148	256	302	323	342	371	343	343	335	-8 (3)
26	8/20	75	153	256	306	326	343	376	347	350	341	-9 (6)
27	8/30	78	155	264	309	332	348	381	357	355	341	-14 (0)
28	9/10	78	160	269	316	335	364	389	365	358	347	-11 (6)
29	9/20	78	161	273	320	337	365	395	367	360	347	-13 (0)
30	9/30	78	165	280	322	343	366	399	371	363	349	-14 (2)
31	10/10	78	168	281	322	344	371	401	371	364	350	-14 (1)
32	10/20	79	168	285	322	345	372	406	372	365	351	-14 (1)
33	10/30	80	168	285	322	349	372	409	372	366	353	-13 (2)
34	11/10	81	169	286	324	350	372	410	372	367	353	-14 (0)
35	11/20	81	170	286	327	352	376	410	372	367	354	-13 (1)
36	11/30	82	170	286	332	354	379	413	378	369	354	-15 (0)

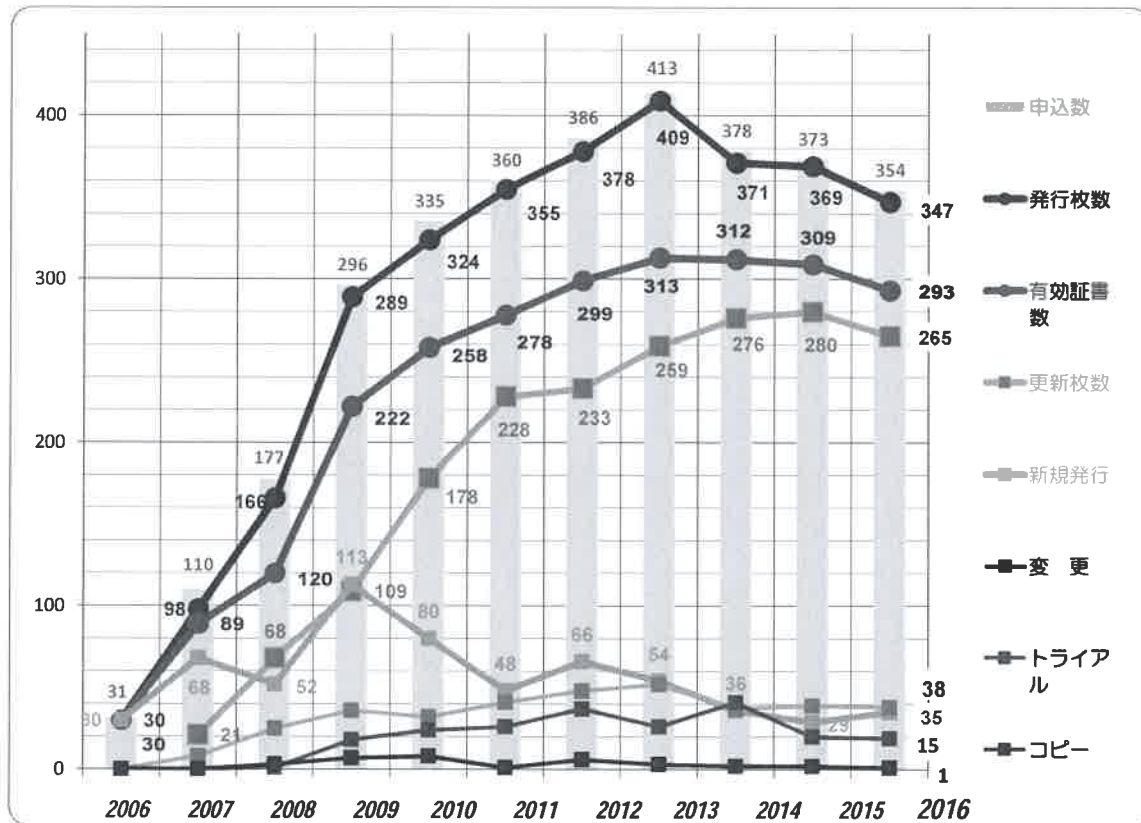
IRC証書発行実績 2016/11/30

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	新規	更新
ENDORSED	12	47	75	107	113	114	133	149	153	157	149	11	138
NORMAL	18	42	45	115	145	162	166	164	159	152	144	17	127
Valid Cert.	30	89	120	222	258	276	299	313	312	309	293	28	265
Amendment	0	8	25	36	32	41	48	52	37	39	38		38 枚
Trial	0	1	18	24	26	37	26	41	20	19	15		15 枚
Copy & Ref.	0	0	3	7	8	1	6	3	2	2	1		1 枚
Total issue	30	98	166	289	324	355	379	409	371	369	347	発行枚数	##
事務局受付数	31	110	177	296	335	360	386	413	378	373	354		
(新規受付)	31	71	51	114	81	48	69	55	39	29	35		

(*2006年申込みで→2007年度版として発行数=20)

2016/11/30

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
Cert. proposal	31	110	177	296	335	360	386	413	378	373	354	申告 受付数
New application	31	71	51	114	81	48	69	55	39	29	35	含む, 新規申告
Trial	0	1	18	24	26	37	26	41	20	19	15	トライアル
Copy	0	0	3	7	8	1	6	3	2	2	1	コピー
Amendment	0	8	25	36	32	41	48	52	37	39	38	変更
Valid Certificates	30	89	120	222	258	278	299	313	312	309	293	有効証書数
Total issue	30	98	166	289	324	355	378	409	371	369	347	発行枚数
Issued New Application	30	68	52	113	80	48	66	54	36	29	35	新規発行
Issued Revalidation	0	21	68	109	178	228	233	259	276	280	265	更新発行





IRC コングレス 2016 報告

2016/10/31 角

2016 年度の IRC コングレスが英国ワイト島カウズの RORC クラブハウスで開催され、日本からは日本 IRC オーナーズ協会会長の平井氏、事務局長の松谷氏およびIRCレーティングオフィスの角が参加したので報告する。

日時: 2016 年 10 月 8 日

場所: RORC Cowes Clubhouse

出席者

Chairman Peter Wykeham-Martin (PWM)
Vice Chairman Alp Doguoglu (AD)
Vice Chairman Malcolm Runnalls (MR)
IRC Technical Committee James Dadd (JD)
IRC Technical Committee Jean Sans (JS)
AUS Glen Stanaway (GS)
BEL Carl Sabbe (CS)
CAN John Crawley (JC)
FIN Annika Paasikivi
FIN Olof Rytovaara (OR)
FRA Nicolas Gourio (NG)
GBR Ian Macdonald (IM)
HKG Gideon Mowser (GM)
IRL Mark Mills (MM)
JPN Muneo Matsutani
JPN Haru-Hiko Kaku (HHK)
JPN Akimitsu Hirai
NED Erik van Vuuren (EV)
SEA Simon James (SJ)
SWE Eva Holmsten (EH)
TUR Cahit Uren (CU)
USA Eric Baittinger (EB)
IMA Andrew McIrvine (AMcl)
RORC Michael Boyd - Commodore (MB)
RORC Steven Anderson - Vice Commodore
RORC Eddie Warden-Owen - CEO
RORC Rating Office Jenny Howells
RORC Rating Office Emma Smith
RORC Rating Office Charlene Jackson
RORC Rating Office Mike Urwin (MU)



RORC Rating Office Andrew Yates
UNCL Jean Philippe Cau - President (JPC)
UNCL Philippe Serenon - Vice President (PS)
UNCL Jean Claude Merlivat
UNCL Centre de Calcul Ludovic Abollivier (LA)
RYA Sebastian Edmonds
RYA Jack Fenwick
World Sailing Janet Grosvenor
USA/NYYC Robert Ouellette (RobO)
MyIRC presentation Alastair Badman (AB)

1. テクニカルコミッTEEレポート

ジェームス・ダッドによる報告要旨は以下の通り。

- 1) IRC の non-endorsed 証書を、standard IRC certificate (スタンダード IRC 証書) と呼ぶことにする。またこのスタンダード証書は、エンドースド証書同様、申告内容の精査を行なっているという点、誤解無きよう。
- 2) IRC は正式に、International Rating Certificate を意味することとする。
- 3) スポーツボートとウォーターバラスト/カンテイングキールの計算式について見直しを行なっている。
- 4) ルワードフォイル (DSS (ダイナミックスタビリティシステム) 等) について、評価法の開発を行なっている。
- 5) 大型艇でウイスカポールを使用する例が増えており、ERS による要件では、マストへの応力が過剰になる場合がある。このようなことが、正しい方向と言えるかの判断が必要かもしれない。プロのボート/乗り手ではなく、一般ボートにあてはめて、各国の意見を求める。
- 6) 小型艇へのカーボン繊維の使用について、レーティングの影響を考えてカーボンの使用を控えるという状況にはしたくない。
- 7) FL の削除は 2018 年まで伸ばされた。
- 8) 今年のヨーロッパ選手権はコークで 7 月に開催された。



9)最新の40フッターによるワントンカップが開催された。

10)10年前に比べ、レースする人口が減っているが、これはスポーツ全体の話でIRCのみの現象ではない。英国でのシングルイベントレーティング(SER)とスタートアップスキームについて;SERは、フル証書からSER、SERからフル証書へ両方向の移行があり、特に大きな価値が認められている訳ではないようだ。しかしスタートアップに関しては、IRCプロモーションの非常大きな助けになっている。

注:スタートアップスキームとは、ヨットクラブ毎に割引料金にてIRCレーティング証書を提供するもので、初年度は新規申告艇に半額、2年目は更新費用を25%OFFで提供するもの。クラブレースでIRCレーティングを採用してもらい、公平なレーティングによる質の高いレースを実現し、ステップアップの手助けをしようというもの。英国で大きな成功を収めている。

2. オンライン申請について

MyIRCと呼ばれるオンラインアプリケーションは英国で運用されているが、機能を充実させ、クレジットカードによる支払い手続きも含めたシステムの構築がほぼ完成した。このシステムにより、世界中のユーザーがオンラインによる申告を行ない、ルールオーソリティーの作業もオンライン上で行なわれるようになる。

特徴として:

- ・国により異なる仕様(メニュー)が可能。
- ・システムは全てのアプリケーションに対応、更新、変更、トライアル等。
- ・質問や問合せは当該ルールオーソリティーに回される。
- ・国によりオプションを変えることが可能。
- ・メジャー/セールメーカーが計測データを入力することが可能。
- ・オーナーはFacebookからログイン可能。
- ・タブレットやスマートフォンでも使える。

将来的に:

- ・スタートアップ管理のためのログインを可能に(現在は英国のみ)。
- ・過去の証書へのアクセスリンク;他艇の証書の購入
- ・SailGateへのリンク(RORCのレースエントリーシステム)
- ・グーグルログイン
- ・ソーシャルメディア上での情報公開



オンライン申告は誰にでも簡単にIRCの申告書を提出することができるため、ルールオーソリティーとの紐付けがうまくなされなければならない。代金の支払いはクレジットカードで決済されるが、その料金はルールオーソリティーの定めたものである必要がある。クレジットカードで決済された代金は、一度全てがレーティングオーソリティー(RORC)の口座に振り込まれ、後に担当ルールオーソリティー(JSAF等)に相応の代金がレーティングオーソリティーから振り込まれるという、今までとは逆のながれになる。

ルールオーソリティーがトライアルで利用できるサイト/アカウントを近々立ち上げる予定。

3. ナショナルオーソリティーからのレポート

別紙参照のこと。

4. 2017年度IRC規則の変更点

IRCテクニカルコミッティー

STL:

現在IRCでは、STLが何の略語なのかを明記していないが、Spinnaker Tack Lengthであると推測されている。大型艇では、時としてスピネーカーを持たず、大型のヘッドセールのタックをバウスプリットに取る。従って新しいSTLは、forward Sail Tack Lengthとする。その定義文言はテクニカルコミッティーが作業中であるが、要点は、最先端に展開されるセールのタック位置の、ポールやバウスプリットの先端を限度とした、マスト前面からの距離となる。

承認された。

Aft Rigging:

バックステーのリギングポイントについて、ERSの定義で矛盾が生ずることから、新たにAft Riggingを設ける。現行のシステムの効果を変更する意図はない。パーマネントバックステー、ランナー、チェックステー等のリギングの区別は無くなり、すべてアフトリギングと呼ばれる。

承認された。



フィン内の鉛:

バルブの鉛をフィンに移すために余計な費用をオーナーが負担するということは健全なことではない。そのため新たな申告項目が増やされ、これはレーティングに影響するものである。

承認された。

ERSの変更:

ERSの改訂に伴い、IRC定義に倣う形のものについては、IRCでの記述は行なわないことが基本であるが、計測状態に関しては、協議の結果、オーナーやメジャーにとってイヤブック内の記載が有益であることから、ルールに残すこととなった。

5. その他のトピック

クルー人数と複数レーティング:

マーク・ミルズ氏から、クルーナンバーを満たすことが難しいボートが見受けられる昨今、デフォルトクルー数に満たない場合にレーティング値を変えることで、少ない人数でのレースでもコンペティティブでいられるのではないかと話があった。

この場合、

- ・デフォルトクルー数より少ない場合の方が有利になるようなことは避けたい。
 - ・人数の僅かな変化に対応する必要はない。デフォルトの75%や50%といったくくりでよいだろう。
 - ・レース前に、気象の変化に対応したクルー数変更などのような使い方は防がなければならない。
- といった、意見あり。

クルー不足の問題にIRCが応えるかどうかについては、IRCのフィロソフィーに関わるので、 kongress の前に、ポリシーステアリンググループ (PSG) 内で議論されるべきある。

つまり、クルーの数がクルーナンバーより少ない場合のレーティング値をIRCは定めるべきか？の問いを、PSGに諮り、もしPSGがその必要性を感じるのであれば、IRCテクニカルコミッティーが、クルーナンバーのTCCへの影響について検証を行なう、ということで合意した。

6. ポリシーステアリンググループ (PSG) からの報告



報告内容については別紙議事録参照のこと。

1点のみ、重要事項として、規則2.6が変更になった。規則2.6は、‘IRC レーティングの計算は機密であり、主観的な要素がふくまれている。主観的判断はレーティングオーソリティー（規則4.1 参照）が全ての責任を負う。’とあったが、主観的な要素の部分が、これはもはや適当ではないとの理由で削除され、‘IRC レーティングの計算は機密であり、入力される計測値とデータのみに基づいている。’と変更される。

7. UMSのアップデート

別紙議事録参照のこと。

次回2017年度のコンGRESは、UNCL主催で2017年10月に開催される。場所は追って決定する。

以上

2017 年 ORC の主な変更点

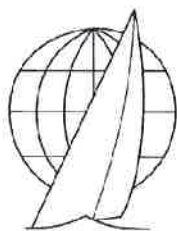
1. フローテーション計測ポイントの修正
off ファイル制作時にライン図面をブルーワークの上まで描くと明確に規定した。FF. FA のフリーボードポイントは、移動して定義出来ることを確認した。IMS Rules B2. 2, B2. 3, B2. 4, B5. 3, B5. 4, B6. 6, B6. 7, B6. 8, F1. 5
2. フローテーション計測時のスピンプールの位置はレース時の UPWIND の状態と明確化
IMS Rule B4. 1(f)
3. SetFlying のヘッドセイルは、” フォアステイに付いて無いセイル” と明確化 IMS G1. 7
4. 最大面積を持つフォアステイに取り付ける HeadSail と全ての SetfFing で使う HeadSail は証書に記載しなければならない。(2016 年まではフォアステイにセットするヘッドセイルは最大面積以下であれば、証書記載必要が無かった。) ORC 304. 1(c) ii)
5. レース時のセイル最大搭載枚数の規定は、GPH から CDL(Class Division Lengs)を採用した。CDL は ORC-i 証書の 1 ページ目右下、ORCclub 証書も右下に記載

CDL	Above 17.00	17.000 - 11.501	11.500 - 9.651
Below 9.651			
Mainsail	1		1
1	1		
Headsails	8		7
6	5		
Spinnakers	6		5
4	3		
Mizzen Staysail	1	1	
1	1		
Mizzen	1		1
1	1		

6. Main と Mizzen セイルはヘッドポイントをラフの一番高いところにセットしなければならない。またリーフは下からしなければならない。と明確化 ORC rule 207 2017ITC レポート参照
7. Spinnaker は SetFlying でなければならない。もしラフワイヤーがあるならば、ラフに完全に取り付けられセイルトラフワイヤーに隙間が無い事。と規定された。2017ITC レポート参照
8. パフォーマンスラインのスコアリングオプションを削除し、トリプルナンバーの Time on Distance を採用した。

2017/02/04 に外洋合同委員会会議の資料として配布
2 月末をめどに Update の予定

2017 年 1 月 25 日



ORC

World leader in Rating Technology

2017 年度の ORC レーティング証書 更新申請手順の ご案内

日本セーリング連盟 外洋計測委員会 ORC 委員会

ORC 証書所有艇の皆さまへ

日頃より ORC レーティングを ご利用いただき有り難うございます。

昨年度は ORC レーティングシステムの運用が 日本セーリング連盟に移管して、これを行いました。ORCI 及び ORCC の取得は 60 隻を超える艇に発行いたしました。

また 今年度は 開催されます小笠原レースやパールレースでも ORCクラスの設置が予定、検討されております。ORCでは レース成績の算出も 風速や角度、距離等を入力して算出する方法もあります。また 算出するソフトの整備も進めております。これらは 皆様の遊び方の幅を 広げることになると思います。

何卒 ORCレーティングを 今年度も ご利用いただきますように お願い申し上げます。

ORC 証書の「新規」や「更新」お申込みにつきましては 今回 ORC 委員会から 皆さまに ORCレーティング証書に関しての ①ORC申請申込書 ②ORC 計測関係料金表 ③申請手順 説明書 を メールに添付して お送りいたします。また ホームページ <http://jsaforc.org/> にも 掲示する予定でおります。

また 4 月初旬から ORC のレースを予定されている方々につきましては 更新申込書が到着後 出来るだけ早く、更新のお申し込みをして頂きますようお願い申し上げます。発行手続きは 到着順に順次 証書の発行を 進めてまいります。
何卒 お早く お申込みいただきますようお願い申し上げます。

お手数とは存じますが、宜しく お願い申し上げます。

更新証書発行手順(2017 年度)

★ORC 委員会より「ORC 申請申込書」を ORC 証書を持たれているオーナーの方々に メールにて お送りいたします。

★オーナー又は 代理人が「ORC 申請申込書」に 必要事項をご記入の上、これを ORC 委員会あてに メールに 添付して お申し込みください。

送付先 メールアドレス :: head@jsaf.or.jp

件名：艇名(英文字)+セール番号 を ご記入ください。

★所定の「手数料」を 今回お送りいたしました「ORC 計測関係料金表」を参照頂き、所定の料金をご入金ください。JSAF事務局で入金確認後 発行作業に進みます。

お振込みについては 振込者名に「船名」と「セール番号」を ご記入ください。

振込先：三菱東京 UFJ 銀行 渋谷中央支店（普通）1196343

口座名：公益財団法人 日本セーリング連盟 外洋本部

★証書の記載内容に変更(セールの新規購入やリグ、船体の改造等)や 計測をご希望される場合などある場合には 申込書のコメント欄に ご記入ください。

ORC 事務局より ご連絡を差し上げ、必要書類、手続き等をお届けまた お知らせいたします。

更新時の「変更申請」に関しては 変更費用が発生しません。

★証書発行は 3 月 20 日以降 ORC 委員会より 指定アドレスに 直接 メールに 添付して 送付いたします。メールで到着のお返事のない場合には 郵送にて お届けいたします。

★また 従前からの加盟団体 ORC 担当者や計測担当者経由での お申し込みも
受け付けます。

★ご不明な点がございましたらメールにて ORC 委員会事務局まで メールにて お
問い合わせください。

JSAF の ORC 委員会 事務局 : office@jsaforc.org

ORC計測関係料金表

(2017 年版)
外洋計測委員会 ORC委員会

ORC計測証書には ORCC証書と ORC-I証書の2種類の証書があります。ORC証書の取得を お申し込みになる方は レース主催者が公示する内容を確認して、必要な証書をお申し込み下さい。
また、証書発行に関わる料金については、1. 証書申請費用 2. 計測実施料 3. その他 から構成されています。

★ORCC (ORC Club) 証書

オーナー自身により計測した数値を申告することによって ORCC証書を取得することができます。
計測方法や申告方法に付いては ORCのHP(JSAF)に詳しく説明があります。また 部分的に計測をORC公認計測員やセールメジャーに依頼(有償)することもできます。

★ORC-I (ORC International) 証書

計測を、公認ORC計測員に その艇体やセールのIMS 計測作業を依頼して作成する証書です。ORC計測員について その計測を依頼するときは 下記の規定料金に従って 後日 請求されます。計測作業を依頼したい場合には 加盟団体の事務局、計測担当者や計測員、ORC委員会にお問い合わせください。

セール数値の計測を セールメジャーに依頼して ORC-I 証書の申告に必要な計測データを得ることができます。

1. 申請費用

証書発行種別	2016年度 料金	
	ORCC 証書	ORC-I 証書
新規申し込み	¥18, 000.	¥40, 000
更新(年度毎)	¥13, 000.	¥35, 000.
修正・変更	¥15, 000.	¥20, 000.
オーナー変更	¥18, 000.	¥24, 000.
ワンレガッタの体重変更	¥ 7, 000.	
証書試算	¥ 7, 000.	
他艇の証書のコピー	¥ 1, 000.	
パフォーマンス証書	¥ 3, 000.	
スタビリティデータシート	¥ 3, 000.	
証書発行費用振込先 (料金は前払いになります)	三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店 (普通)1196343 公益財団法人日本セーリング連盟 外洋本部 注:振込者名は 艇名とセール番号をご記入ください。	

注:

1. 更新時に 修正・変更・再登録等を合わせて行う場合、修正・変更 の費用は掛りません。
2. 証書試算に関しては 「有効な証書」を取得している場合に限りです。

3. 発行する証書に関しては 申請されたメールアドレスに 添付して送られてきます。
4. 証書の発行費用は 前払いになります。入金確認をしてから 証書発行手続きに入ります。
5. 外国為替の変動により、この料金表は、年度中に変更される場合があります。
6. 過去に取得した証書に関連する料金が未払いの場合には 証書の申し込みをしても支払いがあるまで発行が 止まります。

2. ORC計測実施料（主にORC-I 証書の発行を求める場合）

計測実施料は、ORC-I 証書の発行に際して、認定 ORC 計測員が実際に艇を計測するための費用です。下記の規定料金により 後日 請求されます。

項目	料金
船体計測	¥7,500 x 所用時間
リグ計測	¥7,500 x 所用時間
セール計測	
メインセール	1枚 ¥300. x LOA m
ヘッドセール	1枚 ¥300 x LOA m
スピネカー	1枚 ¥230 x LOA m
Editor 作成費用	¥5,000.

注)

- 1) ORCメジャラーによる計測は、状況に応じて計測員、計測補助員等の数は変化しますが 請求金額は固定です。
- 2) 雨天や強風などの天候等により、計測員が計測場所に到着後、計測の延期となった場合、延長時間手当てが請求されます。
- 3) 艇を事前に計測状態に準備することは ルールで定められたオーナーの責任です。艇が計測状態になっていない場合は、計測状態になるまでの待機時間が計測所用時間に加算されます。
- 4) 計測がオーナーの都合により当日キャンセルされても、計測員が現地に來てしまった場合は、交通費等の基本的な経費が発生します。
- 5) セール計測に関しては、証書の数値を変更する場合以外は、直接セールメジャラーにお支払い下さい。

3. その他の費用および補足事項

- 1) クレーン費用、上下架費用、船台使用料、借用料、棧橋係留費用などのマリーナ施設使用に関する費用は、計測を受ける艇の負担です。直接マリーナ等にお支払い下さい。
- 2) 不測の事態により計測が延期され待機した場合、1 日に付き 1 人 ¥15,000 を標準とします。交通費・宿泊費は実費とします。拘束される旅行時間については、1 時間あたり ¥2,500 を標準とします。
- 3) 申告書(Application Form) 作成費用
- 4) 申請者が IRC 計測員、レーティングオフィス等に申告書の記載を依頼した場合、一件につき ¥5,000 の費用が必要になります。

4. 計測申込先 及び ORCに関する問い合わせ先

1. 各外洋加盟団体の IRC 担当者 または ORC計測員へお問い合わせ下さい。
2. メールアドレス JSAF ORC事務局 office@jsaforc.org
3. ホームページ JSAF ORC委員会 <http://jsaforc.org/> をご覧下さい。

JSAF 外洋安全委員会 資 料

2017 年 1 月 27 日
JSAF 外洋安全委員会

外洋安全委員会からのお知らせ
＜JSAF 外洋合同委員会会議 2017/2/4＞

【目次】

■無線通信機器

1. VHF 無線通信

1-1. 海上特殊無線技士（無線免許）取得援助

2. 遭難救助通信

2-1. PLB 購入援助【15%OFF】

■JSAF 外洋特別規定

3. JSAF 外洋特別規定 2016-2017

3-1. 国内規定

4. JSAF 外洋特別規定の運用

4-1. JSAF 外洋特別規定解説講習会

■5. 安全航行に向けて

5-1. 安全にセーリングを楽しむために

5-2. 2017 春の安全週間

■6. 各団体へのお願い

6-1. 外洋特別規定採用状況調査

6-2. 加盟団体の外洋安全委員会担当者登録

1. VHF 無線通信

1-1. 海上特殊無線技士（無線免許）取得援助

民間業者との割引契約事業（舵社主催講習会=JSAF メンバーは 10%オフ）の継続。

2. 遭難救助通信

2-1. PLB 購入援助

民間業者（舵社）と提携、以下の条件にて舵社販売の PLB の割引購入が可能。割引率は、舵社の販売方法の中で最も高い 15%OFF。

- ・機種：ACR 社製 ResQLink+ （日本仕様）
 - 2016 年輸入品で、2017 年 3 月 1 日以降「4 年保証」となる品。
（通常 5 年保証品）
- ・販売価格：定価：46,000 円（税別）→39,100 円（税別）【15%OFF】
- ・販売数量：30 台限定
- ・販売対象：JSAF 会員のみ

【購入申込方法】（予定）

- 販売期間、購入申込方法など詳細は 2 月 10 日（金）までに JSAF 外洋安全委員会ホームページに掲載する。
- ・販売期間：2 月中旬～3 月末を予定。
- ・申込方法：先着順、予定数に達した場合は販売期間を待たずに終了。

本割引販売に関しては、JSAF 外洋安全委員会にとりまとめる為、購入申込等含めて舵社または舵社物販部門（シープラザ、ネット通販）に問合せはしないこと！

製品サイト↓（ACR ResQLink+でも検索可能）



■JSAF 外洋特別規定

3. JSAF 外洋特別規定 2016-2017

3-1. 国内規定

a). 2017 年 3 月まで有効としていた項目（下記傍線部）は 2017 年 4 月以降適用されない。

【カテゴリー3】

4. 07 LED タイプのライトには予備電球は搭載しなくて良い。ただし、予備のライトの搭載を推奨する。

4. 23. 1 2018 年 3 月までは、規定以外に下記のセットでも可とする。

信号紅炎	小型船舶用 自己発煙信号	小型船舶用 火せん	発煙浮信号
1	1	2	1

~~5. 01. 1 2017 年 3 月までは、規定以外に小型船舶検査機構の検査を満足するものも可とする。ただし、股紐等の使用を強く推奨する。~~

~~5. 02. 1 2017 年 3 月までは、b)、c)、d) 項を満たさないものも可とする~~

【カテゴリー4】

4. 07 LED タイプのライトには予備電球は搭載しなくて良い。ただし、予備のライトの搭載を推奨する。

4. 23. 1 2018 年 3 月までは、規定以外に下記のセットでも可とする。

信号紅炎	小型船舶用 自己発煙信号	小型船舶用 火せん	発煙浮信号
1	1	2	1

~~5. 01. 1 2017 年 3 月までは、規定以外に小型船舶検査機構の検査を満足するものも可とする。ただし、股紐等の使用を強く推奨する。~~

b). また、「4. 23. 1 信号焰」に関しては 2018 年 3 月までの時限規定。2018-2019 においては World Sailing の規定通りで国内規定は設けない予定である。

4. JSAF 外洋特別規定の運用

4-1. JSAF 外洋特別規定解説講習会への講師派遣

加盟団体（加盟団体・特別加盟団体）主催の解説講習会へ講師を派遣する。

詳細は JSAF 外洋安全委員会ホームページを参照

<http://www.jsaf-anzen.jp/1-4.html>

■5. 安全航行に向けて

5-1. 安全にセーリングを楽しむために

2012～2016 年の間に落水事故が相次いで発生。2012-2013 年の事故では重大な結果に至る事故が続出し、2014～2016 年度において大事に至る事故は無かった模様だが、自艇での救助できていない案件も多く発生している。落水者を自艇で救助するのは非常に困難であると言える。

*** 落水救助訓練も大切だが、そもそも落水しない訓練や準備が重要である。**

2000 年まで外洋特別規定の運用は、日本国内では「安全検査」という名で検査員が検査するものだった。このため、安全は与えられるもので、自分たちで考えるという意識が低い状態が続いている。意識改革が必要である。

*** 安全は与えられるものではありません。自分たちで確立するものです。**

5-2. 2017 春の安全週間

・期間：2017 年 3 月 11 日（土）～20 日（月・祝）＜予定＞

■各団体へのお願い

6-1. JSAF 外洋特別規定採用状況調査

レースへの採用状況、JSAF 外洋特別規定に関わる抗議・救済、審問結果の実態把握。

別途書類書式に従って、2016 年度（2016 年 4 月～2017 年 3 月）の実態を提出願いたい。

＜JSAF 外洋特別規定の採用状況調査 2015＞

提出期限：2017 年 4 月 28 日（金）

提出先：外洋安全委員会 anzen-offshore@jsaf.or.jp

*** JSAF 外洋特別規定に関わる抗議・救済があった場合は、抗議書と審問結果も添付。**

6-2. 加盟団体の外洋安全委員会担当者登録

登録担当者の確認

*** 別紙のリストが、現在の各加盟団体の登録担当者。**

・リストに間違いがある、担当者が代わった場合、担当者が未登録の団体は外洋安全委員会へ連絡ください。担当者は必ずしも外洋安全委員会専任である必要はありません、事務局や他委員会担当と兼任でもかまいません。

＜お願い＞

*** 担当者には、外洋安全委員会からの公示や案内が主にメールで送付されます。公示や案内を担当者レベルで留めずに、各団体所属の会員に知らしめてください。**

以上

JSAF外洋安全委員会＜担当者＞名簿 2016. 03. 25現在

	加盟団体	氏名	よみがな	JSAF番号	E-mail
	1 外洋北海道	修田光紹	すだみつあき		syuden@tac-system.com
	2 外洋津軽海峡	滝野康介			takino-y@lapis.plala.or.jp
×	3 外洋いわき	平崎正文			
	4-1 外洋東関東	五十嵐操			
	4-2 外洋東関東	小屋英美里			emiry0106@yahoo.co.jp
	5 外洋東京湾	足立利男	あだちとしお		eve-1@beige.plala.or.jp
	6 外洋三崎	近藤 等	こんどうひとし	14-106-02989	h-kondo@ss.ij4u.or.jp
	7 三浦オーシャンセーリングクラブ	星野直広			hoshino@chitose-shipping.co.jp
	8 外洋湘南	釜田博久	かまたひろひさ	13-108-02431-1	kamatahir@nifty.com
	9 外洋駿河湾	藤田順行	ふじたむねゆき		fujita@ondine.org
	10 外洋東海	川合 紀行			hood-ys@h3.dion.ne.jp
×	11 外洋近畿北陸				
	12 外洋内海	小林 昇	こばやしのぼる	28-112-08592-1	rise@saturn.dti.ne.jp
	13 外洋西内海	山本一弘	やまもとかずひろ		kazu.treehouse@ab.auone-net.jp
	14 外洋玄海	藤間明良			kohori@d2.dion.ne.jp
	15 外洋南九州	田原達也	たはらたつや		tahara@snow.ocn.ne.jp
	16 外洋沖縄	高良繁雄			stakara@cap.ocn.ne.jp
	17 宮城県セーリング連盟	高橋博之	たかはしひろゆき	04-004-18584-1	morcmisty@yahoo.co.jp
	18 長崎県セーリング連盟	塩脇傳英	しおわきでんえ	42-042-15617-1	waki_shio@yahoo.co.jp
×	19 神奈川県セーリング連盟				

× は団体窓口で、別途外洋安全委員会担当者は未登録。

	特別加盟団体	氏名	よみがな	JSAF番号	E-mail
×	1 日本X-35フンデザインクラス				
	2 協会日本IRCオーナーズ協会	坂本賢司	さかもとけんじ	14-107-03074-1	jioa@japan.email.ne.jp
	3 日本学生外洋帆走連盟	安藤健	あんどうけん		ando@kazi.co.jp
	4 南北海道外洋帆走協会	滝野康介			takino-y@lapis.plala.or.jp
×	5 石巻ヨットクラブ	日下啓一	くさかけいいち	04-219-18486-1	isikeikk@aol.com
	6 東京ヨットクラブ	宮川昌久	みやがわまさゆき	13-090-24410-1	alohasailing1989@gmail.com
×	7 横浜クルージングクラブ	鈴木伯子	すずきみちこ	14-222-23336-1	y.c.c@japan.email.ne.jp
	8 葉山マリーナヨットクラブ	飯沢則之	いいざわのりゆき		n-iizawa@amy.hi-ho.ne.jp
×	9 江の島ヨットクラブ	浪川宏	なみかわひろし	14-108-04132-1	namikawa@k-ito.co.jp
	10 湘南サニーサイドマリーナ	黒川健太郎	くろかわけんたろう	14-224-26610-1	kurokawa@sunnyside.co.jp
×	11 シーボニアヨットクラブ	永田 守	ながたまもる	14-107-03198-1	jimukyoku@seabornia.org
×	12 大阪北港ヨットクラブ				
×	13 関西ヨットクラブ	横山英博	よこやまひでひろ	28-203-15730-1	office@kyc.or.jp
×	14 淡輪ヨットクラブ				
	15 福岡ヨットクラブ	白石元英	しらいいしもとひで	40-114-10327-1	secondlove@mtj.biglobe.ne.jp
×	16 八重山ヨット倶楽部	前田 博	まえだひろし	47-220-32224-1	yaima-world@hotmail.co.jp
×	17 須磨ヨットクラブ	橋本基宏	はしもととひろ	28-221-22077-1	suma-yc@suma-yc.org
×	18 徳島ヨットクラブ				
×	19 日本ミニトン協会				
	20 日本ヨットマッチレース協会	伊藝徳雄	いげいのりお		igei100@igei.net
	21 逗子マリーナヨットクラブ	伊藤 雄一郎	いとうゆういちろう	14-108-31507-1	office@zmyc.org

【お願い】 担当者には、外洋安全委員会からの公示や案内が主にメールで送付されます。

公示や案内を担当者レベルで留めずに、各団体所属の会員に知らしめてください。

【確認】 上記記載内容に間違いがないか確認ください。

間違いや、担当者が代わった場合などは下記メールへ連絡ください。

担当者未登録の団体は担当者か決定次第、下記メールへ連絡ください。

担当者は外洋安全委員会専任である必要はありません。事務局や他委員会担当と兼任でもかまいません。

連絡先メールアドレス

anzen-offshore@jsaf.or.jp



THE SCIENCE OF SURVIVAL



落水しても「終わり」じゃない！

ヨットに乗り始めた頃、先輩から何度も言われませんでしたか？
「夜中に落水したらおしまい。助からないと思え。」
だから落ちないように気をつける・・・と。

それから身につけてきた、落ちないための準備と心構えはいつまでも忘れずに。

でも、それでも落ちたとき、あきらめますか？
それとも、家族の元に帰る希望をつなぎますか？

世界中で普及し、多くの命を救ってきた遭難信号発信機 PLB が
日本でも使えるようになりました。

スイッチを入ると、人工衛星を経由して
GPS による位置情報と、発信者を特定できるビーコンコードとともに
海上保安庁とその海域を管轄する国の救難機関に遭難信号が届きます。※

PLB は、貴方を助け、家族を助ける個人装備です。

ACR レスキューリンクプラス 日本仕様 46,000 円 (税込 49,680 円)

● ACR レスキューリンクプラスは、2017 年 2 月現在、日本で使用が認められている唯一の PLB です



※日本で正規に販売された PLB には本体のビーコンコードに日本を表す番号が付けられ、日本以外の場所から信号が発信された場合にも海上保安庁に通報と照会がなされます。PLB は静止衛星と中低軌道衛星を使用します。南極と北極は静止衛星がカバーしないため上空に衛星がない場合救難機関に遭難信号が届くのに時間がかかる場合があります。それ以外のエリアでは 24 時間いつでもたちに届きます。日本では PLB は海上でのみ使用が認められています。

ResQLink+

JSAF ルール委員会
外洋規則小委員会
資 料

2017年2月4日

ルール委員会外洋規則小委員会

ルール委員会外洋規則委員会からの報告、お願い

(1) RRS 2017-2020 について

ルール改正概要は別紙参照

(2) お願い：プロテストのかけ声の周知

新しいルールブック 2017-2020RRS より、抗議の要件であるプロテストのかけ声は（「抗議」「プロテスト」）から「プロテスト」のみになりました。

各地のレーサー、運営スタッフへの周知をお願いいたします。

(3) 裁量ペナルティ

「失格」に代わる裁量ペナルティは、2016 ジャパンカップ、ミニトン全日本等の大型艇、クルーザー・レースでも試行中。

ちなみに、外洋レース、大型艇レースでの裁量ペナルティとしては、下記が望ましいとされている。

- ・ロングオフショアレース：所要時間に%ペナルティを加算する方式
- ・インショアレース、複数レースのある大会：各レースの当該艇のポイントに加算するペナルティ方式（ジャパンカップ2016裁量ペナルティ案等を参照してください）

公示、帆走指示書に[DP]と表記すれば、その項目は裁量ペナルティの対象となる。

（参考：RRS 2017-2020 序文）

表記 ある規則における表記 [DP] は、その規則の違反に対するペナルティを、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができることを意味する。裁量ペナルティの指標は、World Sailing ウェブサイトで入手できる。

※ 「World Sailing ウェブサイトで入手できる。」とありますが、まだアップされていません。

(4) お願い：ルール改正の選手・運営スタッフ等への周知、ジャ

ッジの講習会開催

・各団体でのルール改正の選手・運営スタッフ等への周知のツールを提供しております。別紙は概要で、少し詳しく、ルールブックを持参しないで条文が分

かるように（参照条文）を付けたバージョンを提供中。

- ・ B級ジャッジ更新講習の実施をお願い（ARO・CRO 更新講習との同時開催が出来るように調整してあります）

- ・ B級ジャッジ更新、B級ジャッジ新規の講習の講師はA級ジャッジが行うことになってますが、該当者がいない場合のご相談には乗ります。

（５）ルール・ジャッジ代表者の登録

- ・ 各団体のルール・ジャッジの窓口になる方が変わった場合、ルール委員会にご報告いただき、更新をお願いします。ルール委員会からのご連絡はメール・リング・リストの宛先になりますが、それが更新されていないと、前のご担当に連絡が行ってしまいますので。

（参照） J S A Fホームページ →ルール委員会 →ルール委員会情報 →ルール・ジャッジ関係代表者一覧

（６）外洋規則小委員会について

1. メンバー

（正） 大村、（副） 榛葉、稲葉、（委員） 村松、松原、日下部、佐藤（百）、高野、坂元

（顧問委員） 周東

2. 活動方針

エンジンの使用を規定した RRS42.3 (h) (i) の普及を進める。

RRS55 及び ISAF Q&A N002、N003 のごみの処分について周知を図る。

ジャッジマニュアル P 節 Judging Oceanic and Offshore Racing の内容の普及をはかる。

昨年から JSAF 主催になったジャパンカップをルール面から支援するとともにジャッジの派遣を行う。

3. 活動計画

- ① RRS42.3 (h)、(i) の普及・検証
- ② RRS55 及び ISAF Q&A N002、N003 の周知
- ③ ジャッジマニュアル P 節 Judging Oceanic and Offshore Racing の普及
- ④ ジャパンカップ 2016 の実施（ルール面の支援、ジャッジ派遣）
- ⑤ 外洋レースの帆走指示書作成支援（随時）
- ⑥ 外洋レースのインシデントの収集、検討
- ⑦ 外洋レース特有の課題整理
- ⑧ 外洋関係委員会等との連絡・連携
- ⑨ 外洋関係ジャッジの発掘・育成

RRS 2017-2020 主要改正点

(外洋レース、クルーザーレース関係)

(概要版)

ルール委員会外洋規則小委員会

- ・ レースをするための航路権ルールは大きくは変わっていない。
- ・ 抗議の要件のかけ声は「プロテスト」に限定される。
- ・ テクニカル委員会の役割の規則化
- ・ 「支援者」もRRSの対象に
- ・ 準備信号に「U旗」が追加
- ・ 標準帆走指示書が新設
- ・ 公示・帆走指示書に[D P] (裁量ペナルティ) 表示
- ・ RRSの条項はRRSx、公示の条項はNoRx、帆走指示書の条項はSIxと記載。
- ・ 不正行為のRRS 69が大幅改定

抗議のかけ声は「プロテスト」のみに (RRS改正ではない)

抗議のかけ声は、これまでのルールブックでは「抗議 (プロテスト)」とされてきたが、新RRSでは「プロテスト」だけが記載された。

この変更により、かけ声は抗議の要件の一つであるが、その際は「プロテスト」 だけしか認められ無くなった。

2020オリンピックを控え、国際標準のレースを行う一貫として、翻訳レ

ベルでの変更ではあるが、「抗議！」と言ったのでは抗議の要件を満たさなくなるので、要注意である。

なお、障害物タックの返答のタックせよ、も同様の理由で「ユー・タック」だけとなった。

計測や安全インスペクションを行う組織が「テクニカル委員会」とルール上で位置づけられ、直接抗議することもできるようになった

テクニカル委員会はRRS 92で「装備検査と大会計測を実施」とされ、序文「用語」で「テクニカル委員会」を明記。内容は「89.2(c)に基づき任命されたテクニカル委員会と、テクニカル委員会の機能を果たすその他のすべての人物または委員会」と規定された。

「テクニカル委員会」という名称の委員会を作らなくても、主催団体が任命してその機能をはたす人（例：インスペクション担当）や委員会（例：計測委員会、安全検査委員会）もRRSでのテクニカル委員会の諸規程が適用される。

(1) テクニカル委員会は、適切な（必要な）場合、主催団体・レース委員会が任命する。

テクニカル委員会は、主催団体の指示、規則により求められている通りにインスペクション（装備検査、大会計測）を行わなければならない。

(2) テクニカル委員会は、直接抗議が出来る

今後は、テクニカル委員会が直接、抗議や救済要求を出来ることとなった。これまでは装備や計測についてはイクイップメント・インスペクターやメジャーがレース委員会に報告し、レース委員会が該当艇を抗議する仕組みであった。

(参照条文)

60. 4 テクニカル委員会は、次のことができる。

(a) 艇を抗議する。ただし、次のいずれかからの情報の結果として抗議することはできない。

- ・救済要求
- ・無効となった抗議
- ・その艇の代表者ではない利害関係のある人物からの報告

ただし、次のように判定した場合には、艇を抗議しなければならない。

- (1) 艇が、規則41、42、44、46を除く、第4章の規則に違反した。
- (2) 艇または個人装備がクラス規則に従っていない。

(b) 艇に対する救済を要求する。

(c) 規則69.2(b)に基づく処置を要請してプロテスト委員会に報告する。

- (3) テクニカル委員会の不手際・不適切な処置は救済対象になる。また、不手際・不適切な処置をした場合、テクニカル委員会自ら艇に対する救済要求が出来る。

インシデントに関係しないレース参加のジャッジが可能に

クラブレースなどで、レースに参加しているプロテスト委員による審問も可能になった。

これまではレースに参加していると「利害関係者」であるとして、審問から排除されるルールであった。これからは、下記の手続きを行えば、そのインシデントに直接関係しなければ、同じレースに参加していた者をジャッジとして審問に参加させることが出来るようになった。

手続きとしては、次のいずれかである。

- ・すべての当事者が同意
- ・プロテスト委員会が、利害関係は顕著ではないと判断

「支援者」のルール化：コーチ、スタッフ、親等の支援者もRRSの適用を受け、支援者・支援艇の違反によっては、当該支援者だけでなく、関係する競技艇にペナルティーが課せられることもある

「支援者」が新たにRRSの適用を受けることになった。支援者は規則を受け入れ、規則に従わなければならない。

支援者に違反行為があった場合、支援者も抗議され、抗議の当事者になる。その判決では、支援者がペナルティを課せられるとともに、関係する選手・競技艇にも場合によってはペナルティがかけられることになった。

(1) 支援者とは

「支援者」は、コーチ、マネージャー、チーム・スタッフ、医師・医療スタッフ等のスタッフ並びに選手の親や保護者をさす。(定義「支援者」参照)

支援艇の行動なども、支援者がドライブするボートとして支援者関係規則の対象となる。

支援者もRRS等の規則を受け入れるとともに、選手やオーナーも支援者が規則を認識しているようにしなければならない。(RRS 3「規則を受け入れる

こと」参照)

(2) 支援者と抗議・救済要求との関係

支援者も抗議され審問を受ける。ただし支援者を抗議出来るのはプロテスト委員会だけで、選手・競技艇、レース委員会、テクニカル委員会等は直接抗議は出来ず、プロテスト委員会に情報を提供する。

支援者に対する抗議の判決のペナルティーとしては

- ・ 当該支援者に直接課すペナルティ：警告、開催地からの排除、権利等の剥奪、その他の措置。

- ・ 関係する選手・競技艇に課すペナルティ：競技艇の得点を失格またはそれ以下の得点変更を行う。ただし、競技艇の成績にペナルティーを課すのは、支援者の違反の結果、選手・競技艇がレース上有利になったか、支援者の違反に対して選手・競技艇にペナルティを課すと警告したのに支援者が更に違反を犯した場合のみである。

ライフラインの「たわみ」(OSR)のRRS上の適合が図られた

既に「たわみ」を規定して改正されていた World Sailing 外洋特別規定等との整合性をとるために改正された。

旧RRS 49. 2では「ライフラインをぴんと張らなければならない」となっていたが、2014 年発効の ISAF「外洋特別規定 2014-2015」でライフラインの「たわみ」の限度の表記が採用された。それは逆にライフラインの「たわみ」を一定限度まで許すことをさし、旧RRS 49. 2の「ライフラインをぴんと張る」と矛盾するので、その時点で ISAF のオフショア委員会からRR委員会に改正要望がでて改正することとなった。

(参照条文)

49. 2 クラス規則または他の規則によりライフラインが必要とされている場合、必要な作業を短時間行う場合を除き、競技者は胴体の一部でもライフラインの外側に出してはならない。上部と下部のライフラインを備えた艇では、腰を下部のライフラインの内側に置き、外を向いてデッキに座る競技者は、上半身を上部のライフラインの外側に出すことができる。クラス規則または他の規則が最大たわみを規定している場合を除き、ライフラインはぴんと張らなければならない。クラス規則がライフラインの材質や直径の下限を規定していない場合、ライフラインは、『World Sailing外洋特別規定』の該当項目で定められた仕様に適合していなければならない。

裁量ペナルティーの規則明記と略称〔DP〕

裁量ペナルティーが規則本文に記載されるようになった。

規則、公示、帆走指示書等では〔DP〕を表記すれば、自動的に裁量ペナルティーが適用されることとなった。表記の仕方は、後述、「レース公示・帆走指示書での規則略語記載」参照。

ちなみに、外洋レース、大型艇レースでの裁量ペナルティーとしては、下記が望ましいとされている。

- ・ ロングオフショアレース：所要時間に%ペナルティーを加算する方式
- ・ インショアレース、複数レースのある大会：各レースの当該艇のポイントに加算するペナルティー方式

※ RRS 2017-2020 では「裁量ペナルティーの指標は、World Sailing ウェブサイトで入手できる。」とありますが、まだアップされていません。

ごみの処分（RRS 55）の裁量ペナルティ採用

ごみに処分（RRS 55）には、RRSの規則本文として裁量ペナルティーを取ることができる、となった。そのため裁量ペナルティを取りうる旨を帆走指示書等へ記載する必要は無くなった。

準備信号にU旗が正式にルール化

規則本文で準備信号に、P旗、I旗、Z旗、黒色旗に加えてU旗が入った。RRS 2013-2016 では帆走指示書ガイドだけに載っていたU旗が、規則本文の準備信号に正式に入ったので、帆走指示書への記載は不要になった。

U旗は黒色旗同様の 1 分前からのリコールの失格であるが、黒色旗と違い再レース、再スタートになった場合は失格を持越さない。

また、U旗の場合はリコールがあってもX旗の掲揚は不要である。

成績表でのU旗違反は「UFD」と略記される。

クラス規則・レーティング規則

・レース中、およびNOR、SIで規定された時点で従ってなければならない。
計測証明書等

・艇は計測証明書等の提出またはその存在の立証義務があるが、その違反は、審問無しに大会全てのレースの失格

クラス規則（レーティング規則含む）の適用時期が明示された。

- ・レース中にクラス規則等に従うよう維持されてなければならない。
 - ・NOR、S Iで規定された時点でクラス規則等に従ってなければならない。
- 従って、NOR、S Iで従うべき時点を明示した場合は、その時点で満たしていなければならない。

計測証明書等の立証責任とそのペナルティが明確にされた。

- ・艇は証明書を提出するか、存在を確認できるように手配する義務がある。
- ・その違反のペナルティは、審問無しに大会全てのレースの失格となった。

外洋でのバーチャルなマークであるウェイポイントがルール化

外洋レースにおいて、回航マークや通過マークについて、物理的なブイ等にかわり、緯度経度で示される位置を指定したウェイポイントを「マーク」として使用することが出来る新しい付則WP「ウェイポイントを廻るレースのための規則」が制定された。

付則WPは、ルールブック本文には掲載されず、World Sailing のホームページに掲載されている。（邦訳は、出来次第 J S A F ホームページにもアップ予定）この付則WPを使用してウェイポイントを利用する場合、レース公示と帆走指示書の適用規則に記載が必要である。

World Sailing からは「ウェイポイントを廻るレースのガイダンス」という解説文書も出されている。（邦訳は、出来次第 J S A F ホームページにもアップ予定）

レース公示・帆走指示書での規則略語記載

① R R S、N o R、S I

② [D P]

① R R S、N o R、S I

レース公示・帆走指示書の中の規則参照では、規則のもとを示すために「R R S」「N o R」「S I」を使用する。R R Sの条項はR R S x、レース公示の条項はN o R x、帆走指示書の条項はS I x と記載。

RRS_x : セーリング競技規則 (R R S) の「**x**」条項

NoR_x : レース公示の「**x**」条項

SI_x : 帆走指示書の「**x**」条項

② [D P]

レース公示・帆走指示書で裁量ペナルティを採用する条項には [D P] を表記すれば、各条項に「この違反に対するペナルティは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。」の記載は不要となる。

[D P] 記載例

23.1 チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、～艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。[DP]

23.2 支援艇は、__の標識を付けなければならない。[DP]

これまで帆走指示書に定める、とされていた事項をレース公示で定めることも可能に

これまで帆走指示書に定めるとされていた、

- ・ R R S の変更 (R R S 8 6 . 1 (b))
- ・ クラス規則の変更 (R R S 8 7)
- ・ 適用される国内規則 (R R S 8 8 . 2)
- ・ 各国連盟規程の変更 (R R S 8 8 . 2)
- ・ 得点 (R R S 9 0 . 3)
- ・ レース数 (R R S 付則 A 1)
- ・ シリーズ得点 (R R S 付則 A 2 . 1)
- ・ 低得点方式 (R R S 付則 A 4)

について、「レース公示または帆走指示書では (に) ～」となり、どちらかに記載すれば良いこととなった。

標準帆走指示書

R R S に「標準帆走指示書」(付則 S) が追加され、これを利用すると、あらめての帆走指示書を作成・配布せず、レース日程等必要項目を補完帆走指示書として公式掲示板に掲示するだけで良くなる。

標準帆走指示書を利用する場合は、レース公示にその旨と「補完の帆走指示書」を掲示する場所を記入する。

帆走指示書の無線でのリコール通知の記載適正化（RRS改正ではない）

スタートの際に、無線でリコール艇の通知をする場合の帆走指示書ガイドでの記載例の翻訳を適正化した。

<帆走指示書ガイド>

11.5 スタート信号前の2分間に、艇体、乗員または装備のいずれかがスタート・ラインのコース・サイドにあり、その艇が特定される場合には、レース委員会はVHFチャンネル__で、そのセール番号を送信するように努める。送信できなかつたり、送信のタイミングが的確でなかったとしても、救済要求の根拠にならない。これはRRS 62.1(a)を変更している。

RRS 2 公正な帆走に違反した場合のペナルティーは、

「失格(DSQ)」又は「除外できない失格(DNE)」に

公正な帆走違反は、旧ルール(RRS 2013-2016)では「除外できない失格」(DNE)だけであったが、それより緩い「失格」(DSQ)もありとなり、幅を持たせた。
(参照条文)

2 公正な帆走

艇およびそのオーナーは、一般に認められているスポーツマンシップとフェア・プレーの原則に従って競技しなければならない。艇は、この原則に違反したことが明確に立証された場合にのみ、この規則に基づくペナルティーを課されることがある。そのペナルティーは、失格または除外できない失格のいずれかとしなければならない。

C節 不正行為（RRS69 不正行為）が大幅に改定

- ・クラブレース等で、この行為が目立つようになった昨今、注意が必要。
- ・これまでの「C節 RRS69『重大な不正行為』」の“重大な”が取れた。
- ・不正行為とは グッド・マナーに違反する行為、グッドマナー・スポーツマンシップに違反する行為、非倫理的振る舞いに該当する行為。セーリングスポーツの名誉を傷つける行為を指す。(RRS69.1)
- ・競技者、艇のオーナーに新たに支援者もその対象に。

2016年全日本外洋ヨット選手権大会

裁量のペナルティー 案

帆走指示書13.3及び15.4に規定する規則違反に対するペナルティーの程度(ゼロペナルティーから失格まで)に関するプロテスト委員会の判断は以下のガイドラインによるものとする。

ペナルティーを次の5つのバンドに分ける

- 1、バンド 0 ゼロペナルティー
- 2、バンド 1 0～10% (中間の得点 5%)
- 3、バンド 2 10～30% (中間の得点 20%)
- 4、バンド 3 30～70% (中間の得点 50%)
- 5、バンド 4 DSQ/DNE

どのバンドを適用するかを決めるために次を用いることから始める。

それから次の質問を使う。

バンド内の適切な最初のペナルティーを決める場合、考慮されるべき質問は以下が含まれる:

- 1(a) 規則違反は、選手又はレース主催者の安全を危うくするものだったか?
- 1(b) 当該艇は、その艇の違反により競技上の優位を得たか?
- 1(c) その規則違反は、スポーツ又は開催団体の評判を落とすものか?
- 1(d) その規則違反により、物的損害又は人的損傷が生じたか?
- 1(e) 誰かに迷惑をかけたか?

バンドを増やす若しくは減らすため、又はバンド内でペナルティーを最大化若しくは最小化すべき理由がある場合、以下の質問が判断するために求められる。

- 2(a) 規則違反は、故意であったか?
そうであればバンドは少なくとも一つ上げる、そして規則2を考慮する。
- 2(b) 規則違反は、相当な理由又は正当とする事実があったか?
もし相当な理由があれば、バンドゼロを考慮する。
- 2(c) 規則違反を隠そうとする何らかの試みがあったか?
そうであれば、バンドは少なくとも一つ上げる、そして規則2を考慮する。
- 2(d) 規則違反は、不注意又は無頓着な規則の無視であったか?
そうであれば、バンドの最上位又はレベルを一つ上げる。
- 2(e) 規則違反は、繰り返されたものか?
もしそうであれば、ペナルティーバンドを一つ上げることを考慮する。
- 2(f) 規則違反は、競技者によって報告されたものか?
もしそうであれば、バンドの最低とする又はバンドを一つ下げる根拠となる。

以下の原則がペナルティーの適用に用いられる。

- * 次表のガイダンスと併せ 1(a) から (e) の質問を用いて、適切な '始まり' のペナルティーバンドと中間の得点%を決める。
- * 2(a) から (f) の質問を用いて、中間の得点%が適切か又はペナルティーを増大すべき若しくは減少されるべきかを決める。バンドをより上げる又は下げる変更は、例外的な状況においてのみなされるべきである。
- * どのようなペナルティーでも、たぶん獲得したであろう利益を上回るようにすべきである。
- * 裁量のペナルティーは、通常、艇の得点をリタイア又は失格より悪くはしない。
- * パーセンテージペナルティーは計算され、小数点第一位を四捨五入して整数のポイントにする。
- * 違反が一日に行われる一レースより多くに影響する場合であっても、一レースのみを罰することが適切である。ペナルティーは、その日の最初のレース又はインシデントに最も近いレースに適用されるべきである。

もし競技者が、裁量のペナルティーとされてるという規則を破っていることに気付いていたら、彼らはジュリーに規則違反をしたことを記載した文書の作成を求められている場合には報告すべきである。ジュリーは、艇が審問なしに受け入れることができるペナルティーを提案する。

次のペナルティーは、質問 1(a) から (e) 及び 2(a) から (f) を考慮する前に、どのようなペナルティーと評価するために始まりの考えのようにガイダンスとして勧められる。

帆走指示書 指示番号	内 容	バンド
指示5 レース日程		
SI 5.5	乗員リストの変更を、当該レース日の体重測定終了時刻までに大会本部に申告しなかった(妥当な理由が有る又は無い)	1又は3
指示6 レース旗		
SI 6.1	レース旗を艇後部に掲揚していなかった	0～1
指示17 安全規定		
SI 17.1 (帰着申告)	① 90分以内に、②レース本部に出向き、③帰着申告書に、④記入し、⑤署名する…全て／何れかがなされていなかった	0～4
SI 17.2 (リタイア)	① その旨をレース本部にできるだけ早く報告する。 ② 当該艇の責任者が行うこと	1又は4 1
SI 17.3 (個人用浮揚用具)	① レース中、個人用浮揚用具を使用できる状態では着用していなかった ② ウエストポーチ型の個人用浮揚用具を着用した	1～4 0～1
SI 17.4 (帆走禁止区域)	① 帆走禁止区域を航行した ② 本船の航行を妨げた	1～4 3又は4

指示18 乗員の交代と装備の交換		
SI 18.1	複数の艇に対して乗員登録を行った(関係する全ての艇)	1
SI 18.2	同一日に乗員の交代を行った(妥当な理由が有る又は無い)	1又は3
SI 18.3	① レース委員会の承認なしに装備の交換を行った	4
	② レース委員会への装備の交換の要請が最初の妥当な機会ではなかった	2
指示19 装備と計測のチェック		
SI 19.2	指定された時間に艇を係留または上架させなかった(妥当な理由が有る又は無い)	1又は3
SI 19.3	インスペクションに艇の責任者が立ち会わなかった(妥当な理由が有る又は無い)	0又は3
SI 19.2～19.4	検査を理由なく拒否した	4
SI 19.4	インスペクター又はメジャラーの指示に従わなかった(指定されたエリアに向かわなかった) (妥当な理由が有る又は無い)	1又は3
SI 19.5	レースに参加する前に体重計測を受けなかった (妥当な理由が有る又は無い)	1又は3

指示21 支援艇		
以下のペナルティは、支援艇の違反の結果、競技者が競技上有利になった可能性がある、またはプロテスト委員会が競技者に支援艇の違反についてペナルティーを課すことがあると警告した後に、支援艇が更に違反した場合に、当該支援艇に関係するレース艇全てに適用される。		
SI21.1	支援艇について①艇種(艇名)②乗艇責任者③責任者携帯電話番号④被支援艇名を、⑤事前に大会本部に⑥申告する、を怠った。	0～1
SI21.2	支援艇旗を掲揚しなかった(妥当な理由が有る又は無い)	0または1
SI21.3	レースに影響するエリアにいた	1～4
SI21.4	インスペクションを受けている間に、①接舷、及び②支援活動を行った	4

指示22 上架の制限		
SI 22	レース委員会の事前の許可証による許可なく上架した (妥当な理由が有る又は無い)	1～2
	レース委員会の事前の許可証による許可はあったが、条件に反した上架を行った (妥当な理由が有る又は無い)	0～1
	緊急の上架であったが、レース委員会を納得させることができなかった	4

(参考配布：仮訳)

付則 WP

ウェイポイントを回航するレースの規則

この付則の使用は、外洋レースにおいてレース委員会が、艇がコースを完走するために通過する物理的なマークの代わりに、ウェイポイントを指定することを望む場合に、推奨される。

レース公示と帆走指示書でそのように示されている場合にのみ、レースはこの付則によって変更されたセーリング競技規則の下に行われるべきである。

WP1 定義の変更

WP1.1 スタートの定義は以下のように変更される：

スタート：スタート信号時またはスタート信号後、スタート・ラインのプレスタート・サイドに完全に入っていて、規則 30.1 が適用される場合にはその規則に従い、艇体、乗員、または装備の一部がスタート・ラインを最初のコースに向かって横切るとき、艇は**スタート**するという。

WP1.2 新しい定義の追加

ウェイポイント：コースが艇の定められた側を通り通過するように求められている、マークではない緯度経度で示される地点である。

WP2 RRS の第 2 章 に新しい規則 18.5 が追加される。

18.5 ウェイポイントを通るためのルール

- (a) 規則 18.5 は、同じ側で**ウェイポイント**を通ることを求められていて、少なくとも一艇がそこに近づいている、複数の艇の間に適用される。
しかしながら、規則 20 が適用される場合は、規則 18.5 は適用されない。
- (b) **オーバーラップ**した 2 艇が、求められた側を通る**ウェイポイント**に近づいている時、外側艇が**オーバーラップ**が始まった時点からではそれができない場合を除き、外側艇は内側艇に**ウェイポイント**を通るための**ルール**を与えなければならない。
- (c) 内側艇が**ウェイポイント**を通るための**ルール**に合理的な疑いがある場合、内側艇は応じるように外側艇に声を掛けることができる。その場合、外側艇が内側艇にスペースを与えることが出来ない限りは、外側艇は内側艇にさらなるスペースを与えるべきである。

WP3 規則 28 は次のように変更される。

28 コースの帆走

28.1 艇は**スタート**し、帆走指示書で定められたコースを帆走し、**フィニッシュ**しなければならない。その間、艇がいるレグの起点、境界または終点でない**マーク**または**ウェイポイント**をどちらの側で通過しても良い。**フィニッシュ**後は、艇は**フィニッシュ・ライン**を完全に横切る必要はない。

28.2 プレスタート・サイドから**スタート**するためにスタートラインに近づき始めた時から、**フィニッシュ**するまでの艇の航跡を示す糸をぴんと張った場合、次のようになっていなければならない。

- (a) それぞれの**マーク**または**ウェイポイント**を定められた側および正しい順序で通過。
- (b) それぞれの回航**マーク**に触れること、それぞれの回航**ウェイポイント**にある仮想の物体に触れること。
- (c) ゲート・**マーク**またはゲート・**ウェイポイント**の間を、その前の**マーク**または**ウェイポイント**の方向からの通過。

28.3 帆走指示書は、艇が**ウェイポイント**を決められた側で回航または通過したかどうかを決定する基準を指定することができる。

WP4 電子的地点特定

規則を守っていることを確認する目的のために、電子的位置決定システムからのデータを使用して艇の位置を特定することに慣れている場合、艇の主航海システムからのデータに優先権が与えられる。

注：マークの代わりにウェイポイントを使用するという選択が外洋レースの発展のためになると、*World Sailing*のウェブサイトが付則として掲示されることが認められた。付則は*World Sailing*のセーリング競技規則委員長の承認により改正される。

レース主催者のためのガイダンス草稿は以下で得ることができる。

<http://www.sailing.org/documents/racingrules/experimental-rules.php>

(参考：仮訳「ウェイポイント周辺のレースのガイダンス」より)

3. コースを帆走することの証明

3.1 複数の艇が物理的なマークで出会う時、他の艇が正しく回航または通過したことを確認するのは視覚的に可能である。ウェイポイントではそのような直接的な証拠が無いために、レース委員会は、艇が求められた側でウェイポイントを通じたことを示すことを求めることができる。

3.2 そのような証拠は、競技しているヨットに設置されている装置によっては、多くの方法で得られる。基本的な装置はボートの位置の詳細な航跡を記録する能力を有さないかもしれない。

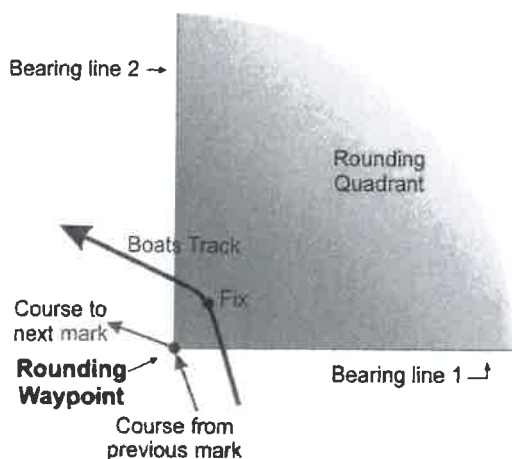
3.3 フリートの一部の艇がシンプルな位置決定装置しか持たない可能性が高い場合、次の図に示すように、ウェイポイントを基にした「通過象限」を指定することを勧める。関連する象限内に GPS 位置を示すことができれば、艇はウェイポイントの必要な側を通過したとみなされる。

3.4 付則 WP を使うときに、このやり方が必ず必要ということではない。大会にもっと洗練された装置が使用可能になれば、他のやり方も適するであろう。

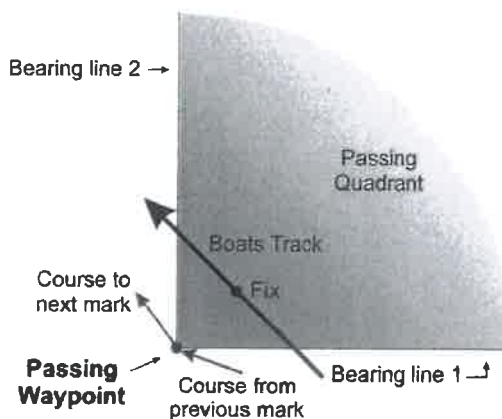
3.5 推奨される帆走指示書は以下の通り：

各 Waypoint は、Waypoint から延びる 2 つのベアリングライン（それらの間には 90° ）の間に囲まれたエリアとして定義される付属した回航/通過象限を持っている。ベアリングラインは、帆走指示書で指定された各ウェイポイントごとに指定される。この象限内で有効な GPS 位置を提示できるボートは、正しい側にウェイポイントを廻航したか、通過したものとみなされる。

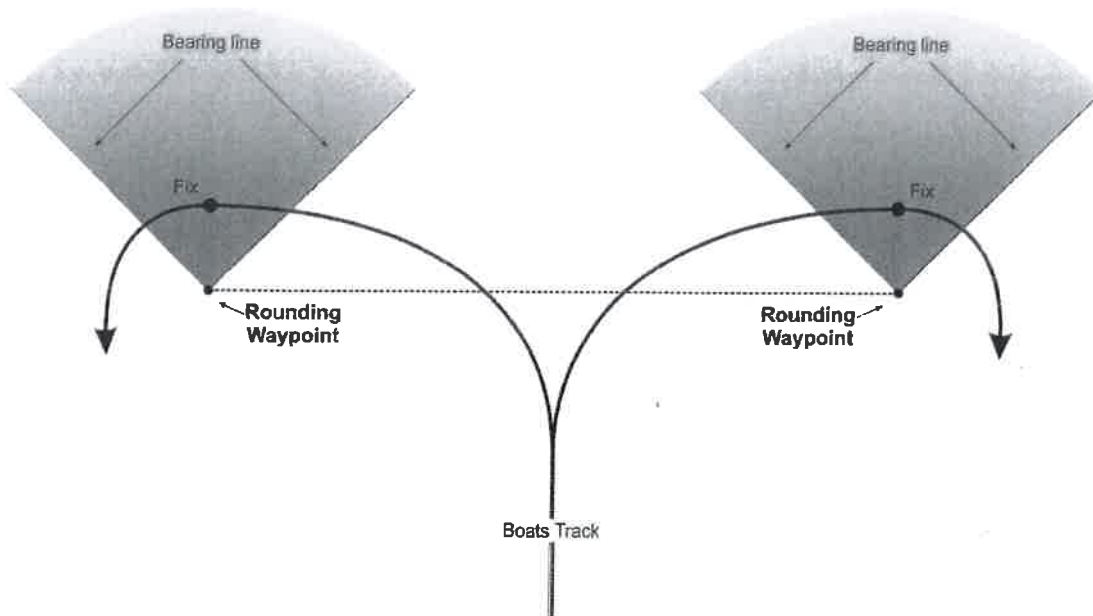
Rounding Waypoint



Passing Waypoint



Waypoints as a Gate



その他 資料

平成 29 年 2 月 1 日
海事局安全政策課

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の 一部を改正する省令を公布しました

～原則すべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用が義務化されます～

国土交通省は本日 2 月 1 日、海中転落による死亡・行方不明を防止するため、原則としてすべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用を義務化する内容の「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」を公布しました。

1. 背景

我が国の周辺では、漁船やプレジャーボートなどの小型船舶からの海中転落によって、毎年約 80 人の方が命を落としています。ライフジャケットを着用することにより海中転落時の生存率が約 2 倍に高まることから、国土交通省ではライフジャケットの着用推進に取り組んできました。しかし、未だ着用率は 3 割前後と低い状況にあります。

この状況を受けて、国土交通省は水産庁と合同で検討会を開催し、有識者、漁業関係者、プレジャーボート利用関係者からの意見を踏まえて、ライフジャケットの着用義務範囲の拡大を決定しました。

2. 改正の概要

改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則においては、「12 歳未満の小児」、「水上オートバイの乗船者」、「1 人乗り漁船で漁ろう中の者」にライフジャケットを着用させる義務を小型船舶の船長に課していました。加えて、「船室外のすべての乗船者」にライフジャケットの着用を努める義務を課していましたが、これは強制力を持たず、規制としての効果が薄いことが指摘されていました。

今回の改正により、小型船舶の船長に対して、原則として、「船室外のすべての乗船者」にライフジャケットを着用させることを義務化します。着用させていない場合、船長に違反点 2 点が付与され、違反点が積み重なると免許停止などの処分を受けることになります。

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

3. 今後のスケジュール

公 布： 平成 29 年 2 月 1 日

施 行： 平成 30 年 2 月 1 日

(ただし、違反点の付与は平成 34 年 2 月 1 日から開始)

国土交通省は、関係団体や水産庁、海上保安庁等の関係機関と連携して、リーフレット等を活用した周知活動や着用推進のためのさらなる啓蒙活動に取り組めます。

【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課 中川 (43-502)、矢澤 (43-565)
TEL: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8631 FAX: 03-5253-1642

改 正 案	現 行
（船外への転落に備えた措置） 第百三十七条 法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 航行中の特殊小型船舶に乗船している場合 二 十二歳未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合 三 航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合 四 前各号に定めるもののほか、小型船舶の暴露甲板に乗船している場合 2 前項各号に掲げる場合（次項に規定する場合を除く。）に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあつては、当該船舶に救命設備若しくは特殊設備として備え付けられ、又は当該船舶に持ち込まれた次の第一号から第三号までに掲げるものの（持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。）のいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあつては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。 一 小型船舶用救命胴衣（小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第五十三条に規定する小型船舶用救命胴衣をいう。） 二 小型船舶用浮力補助具（小型船舶安全規則第五十四条の二に規定する小型船舶用浮力補助具をいう。） 三 作業用救命衣（船舶設備規程第三百十一条の二十、小型船舶安全規則第九十九条の二又は小型漁船安全規則（昭和四十九年農林省・運輸省令第一号）第四十三条の二に規定する作業用救命衣をいう。）	（船外への転落に備えた措置） 第百三十七条 法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 航行中の特殊小型船舶に乗船している場合 二 十二歳未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合 三 航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合 四 前各号に定めるもののほか、小型船舶の暴露甲板に乗船している場合 2 前項第一号から第三号までに掲げる場合に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあつては、当該船舶に救命設備又は特殊設備として備え付けられた次の第一号から第三号までに掲げるもののいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあつては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。 一 小型船舶用救命胴衣（小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第五十三条に規定する小型船舶用救命胴衣をいう。） 二 小型船舶用浮力補助具（小型船舶安全規則第五十四条の二に規定する小型船舶用浮力補助具をいう。） 三 作業用救命衣（船舶設備規程第三百十一条の二十、小型船舶安全規則第九十九条の二又は小型漁船安全規則（昭和四十九年農林省・運輸省令第一号）第四十三条の二に規定する作業用救命衣をいう。）

四 救命胴衣（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）

第二十九条に規定する救命胴衣をいう。）

3 第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合（漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に於て必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。

一 次に掲げる要件を満たす位置に乗船している場合

イ 周囲に高さ七十五センチメートル以上のさく欄その他の船外への転落を防止するための設備が設けられていること。

ロ 船外への転落の防止に関し必要な事項として国土交通大臣が定める事項が乗船している者の見やすい箇所に表示されていること。

二 防波堤その他これに類する波浪を低減することができるものの内側において、岸壁、棧橋その他これらに類するものに係留している小型船舶に乗船している場合

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。

一 負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより船外への転落に備える必要な措置を講ずることが療養上又は健康保持上適当でない者

二 著しく体型が大きいことその他の身体の状態により適切に船外への転落に備える必要な措置を講ずることができない者

三 水上スキーその他の船外における行為を行うための装備を着用していることにより船外への転落に備える必要な措置を講ずることが当該装備の機能保持上適当でない者（第一項第四号に掲げる場合に限り、漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）

四 適切な命綱又は安全ベルトを装着させることその他第二項に規定する措置に相当すると国土交通大臣が認める措置が講じられている者

四 救命胴衣（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）

第二十九条に規定する救命胴衣をいう。）

3 第一項第四号に掲げる場合に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に於て必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。

（新設）

（新設）

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。

一 負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより船外への転落に備える必要な措置を講ずることが療養上又は健康保持上適当でない者

二 著しく体型が大きいことその他の身体の状態により適切に船外への転落に備える必要な措置を講ずることができない者

（新設）

三 適切な命綱又は安全ベルトを装着させることその他第二項に規定する措置に相当すると国土交通大臣が認める措置が講じられている者

- 五| 海上運送法に定める安全管理規程を届け出た事業者が当該規程に従って運航する船舶に乗船している者
- 六| 遊漁船業の適正化に関する法律に定める業務規程を届け出た遊漁船業者が当該規程に従って運航する船舶に乗船している者
- 七| 船室内に乗船している者（第一項第二号及び第三号に掲げる場合に限る。）

- 四| 海上運送法に定める安全管理規程を届け出た事業者が当該規程に従って運航する船舶に乗船している者
- 五| 遊漁船業の適正化に関する法律に定める業務規程を届け出た遊漁船業者が当該規程に従って運航する船舶に乗船している者
- 六| 船室内に乗船している者（第一項第二号及び第三号に掲げる場合に限る。）

国海安第 271 号
国海技第 367 号
平成 29 年 1 月 26 日

地方運輸局長等 殿

海事局長

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 137 条の規定に係る取扱いの改正について

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号。以下「規則」という。）第 134 条から第 138 条「小型船舶操縦者の遵守事項」の規定については、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 134 条から第 138 条「小型船舶操縦者の遵守事項」の規定に係る取扱いの改正について」（平成 20 年 2 月 14 日付国海安第 140 号・国海資第 204 号。以下「取扱通達」という。）に基づき取り扱ってきたところである。

今般、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 5 号）によって規則第 137 条を改正したことに伴い、平成 30 年 2 月 1 日から、取扱通達のうち規則第 137 条に係る部分を別添のとおり改正するので遺漏ないよう取り計らわれない。

また、管内の各運輸支局及び各海事事務所あてこの旨周知されたい。

「小型船舶操縦者の遵守事項」の規定のうち
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 137 条に関する取扱い

本取扱いは、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 134 条から第 138 条「小型船舶操縦者の遵守事項」の規定に係る取扱いの改正について」（平成 20 年 2 月 14 日付国海安第 140 号・国海資第 204 号。以下「取扱通達」という。）のうち船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号。以下「規則」という。）第 137 条に関する取扱いを改正し、新たに定めるものである。改正前の取扱通達の第 137 条に関する取扱い及び附属書「着用する救命胴衣等の浮力に関する推奨基準」は廃止する。

本取扱いで定める事項以外については、適宜、海事局安全政策課又は海技・振興課まで問い合わせられたい。

規則第 137 条第 1 項（着用義務の対象となる場合）

- (a) 「法第 23 条の 36 第 4 項の国土交通省令で定める場合（小型船舶に乗船している者が船外に転落するおそれがある場合）」には、船外に移動することを目的として行う必要最小限の動作（救命胴衣の着脱、浮力を有する遊具や水中眼鏡の装着等を含む。）をしている場合を含まない。
- (b) 「航行中」とは、船舶が錨泊・係留をしていない状態をいう。シー・アンカーを展開している場合は錨泊・係留に含まれず、航行中として取り扱う。
- (c) 「小型漁船」とは、漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条に規定する「漁船」のうち、同法第 10 条第 1 項の規定に基づく「漁船の登録」を行ったものであって、総トン数 20 トン未満のものをいう。
- (d) 「暴露甲板」とは、甲板のうち風雨にさらされる場所をいう。ただし、船体の構造の一部として船室に設けられた開閉可能な窓・扉が開いた状態の船室は「暴露甲板」に含まない。また、船体の構造の一部として設けられた開閉可能なハッチ（人が出入りするために甲板に開いている開口部）が開いた状態の上甲板（船体の主要部を構成する最上層の全通甲板）の下部は「暴露甲板」に含まない。
- (e) 一人で乗船している小型漁船が、航行中でない場合（錨泊・係留をしている場合）又は漁ろうに従事していない場合であっても、暴露甲板に乗船していれば規則第 137 条第 1 項第 4 号に掲げる場合（小型船舶の暴露甲板に乗船している場合）として同条第 137 条第 2 項の救命設備又は特殊設備を着用する義務が生じる。さらに、同条第 3 項及び第 4 項の規定が適用される場合がある。

規則第 137 条第 2 項（着用すべき救命設備又は特殊設備）

- (a) 「備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるもの」とは、次の表（以下「対応表」という。）に掲げる船舶の種類に応じた当該船舶に備え付

けることができる救命設備又は特殊設備であって、船舶安全法の規定に基づく検査・検定等に合格したものをいう。

	備え付けることができる 救命設備又は特殊設備	船舶の種類
(1)	小型船舶安全規則第 53 条に規定する 小型船舶用救命胴衣 【タイプ A】	すべての小型船舶
(2)	小型船舶安全規則第 53 条に規定する 小型船舶用救命胴衣のうち同条第 5 項 に規定する「検査機関が当該小型船舶 の航行上の条件、構造等を考慮して差 し支えないと認めるものに積み付ける 小型船舶用救命胴衣」として、同条第 1 項第 6 号の規定（非常に見やすい色の ものであること）を適用しないもの 【タイプ D】	航行区域が沿岸区域、二時間限定沿海 区域及び平水区域となっている小型船 舶（旅客船を除く。）
(3)	小型船舶安全規則第 53 条に規定する 小型船舶用救命胴衣のうち同条第 5 項 に規定する「検査機関が当該小型船舶 の航行上の条件、構造等を考慮して差 し支えないと認めるものに積み付ける 小型船舶用救命胴衣」として同条第 1 項第 6 号及び第 9 号の規定（非常に見 やすい色のものであること、耐食性材 料で作られた笛がひもで取り付けられ ていること）を適用しないものであつ て、同令第 58 条の 2 第 2 項に規定す る「検査機関が当該小型船舶の航行上 の条件を考慮して差し支えないと認め るものに積み付ける小型船舶用救命胴 衣」として同条第 1 項の規定（再帰反 射材を取り付けなければならない）を 適用しないもの 【タイプ F】	次の全ての要件を満足する小型船舶で あって、当該小型船舶に笛等の音響信 号器具を備え付けているもの（旅客船 を除く。） (i)航行区域が沿岸区域、二時間限定 沿海区域及び平水区域となってい ること。 (ii)操船者が落水した場合に、自動的 に機関が停止する構造であるか、 または、自動的にアイドリング状 態となり急低下した速力で付近を 旋回する構造であること。 (iii)次のいずれかの不沈性等の要件 を満足すること。 (i)一定の要件を満足する内部浮体 を有すること。 (ii)不沈性試験を満足すること。
(4)	小型船舶安全規則第 54 条の 2 に規定 する小型船舶用浮力補助具	沿岸区域、二時間限定沿海区域及び平 水区域を航行区域とする小型船舶であ

	【タイプ G】	って、次の要件の全てを満足するもの（旅客船を除く。） (i)操船者が落水した場合に、自動的に機関が停止する構造であるか、または、自動的にアイドリング状態となり急低下した速力で付近を旋回する構造であること。 (ii)次のいずれかの不沈性等の要件を満足すること。 (i)一定の要件を満足する内部浮体を有すること。 (ii)不沈性試験を満足すること。
(5)	船舶設備規程第 311 条の 20、小型船舶安全規則第 99 条の 2 又は小型漁船安全規則第 43 条の 2 に規定する作業用救命衣	すべての小型船舶
(6)	船舶救命設備規則第 29 条に規定する救命胴衣	— (船舶安全法に基づく小型船舶の設備として備え付けることはできない)

(b) 「同法第 2 条第 1 項の適用を受けない小型船舶」（注：船舶安全法第 2 条第 1 項）は、同法第 2 条第 2 項の規定に基づく船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 2 条（適用除外）の規定及び同法第 32 条の規定に基づく船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 49 年政令第 58 号）の規定により判断すること。

(c) 「同法第 2 条第 1 項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合」に着用させる救命設備又は特殊設備は、小型船舶操縦者が、対応表の左欄に掲げる救命設備又は特殊設備（以下「救命胴衣等」という。）それぞれの技術基準に適合することを次のいずれかにより確認したものであって、当該救命胴衣等が現状良好であることを確認したものであること。

- (1) 船舶安全法の規定に基づく検査・検定等に合格したもの
- (2) 技術基準への適合が適切であると自己確認したものであって、小型船舶操縦者に対する遵守事項に関する違反事実の調査を受けた際に自己確認が適切であることを示すことができるもの

規則第 137 条第 3 項（着用努力の対象となる場合）

(a) 規則第 137 条第 1 項第 4 号に掲げる場合（小型船舶の暴露甲板に乗船している場合）であって、同条第 3 項第 1 号又は第 2 号に定める場合の船外への転落に備えた措置は、

同条第2項の措置（着用義務）ではなく、同条第3項の措置（着用努力）となる。

- (b) 規則第137条第1項第1号から第3号に掲げる場合（航行中の特殊小型船舶に乗船している場合、12歳未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合及び航行中の小型漁船に1人で乗船して漁ろうに従事している場合）は、同条第3項の措置（着用努力）を適用することはできない。
- (c) 規則第137条第3項の措置（着用努力）により着用させる救命胴衣等は、対応表に掲げる救命胴衣等であることが確認されたものであることが望ましいが、着用努力で足りることから強制力を有しない。
- (d) 「船外への転落のおそれがある行為」とは、漁ろうとそれに伴う一連の作業、出入港作業、整備作業、係留作業、投錨作業、荷役作業、燃料搭載、掃除、用便、釣り又はこれに類する行為をいう。
- (e) 「さく欄その他の船外への転落を防止するための設備」とは、船内と船外の境目に設置された手すり・柵、船内と船外の境目を形成する船体の一部及び船内と船外の境目に固定して設置された堅牢な椅子（当該椅子よりも舷端側に進入できないように設置されたものに限る。）又はこれに類する設備をいう。
- (f) 「船外への転落の防止に関し必要な事項として国土交通大臣が定める事項」は、次の事項とする。別紙「船外への転落のおそれが少ない場所の掲示例」を参考にすること。
 - (1) 小型船舶操縦者が指定した高さ75cm以上のさく欄その他の船外への転落を防止するための設備に囲まれた場所（以下「指定場所」という。）の範囲（図示したものに限る。）
 - (2) 救命胴衣等を着用しないことについて小型船舶操縦者の了承を得た場合は、指定場所内に限り着用義務が課されないこと
 - (3) 小型船舶操縦者は、あらかじめ確認した気象及び海象の予報に基づき船体の動揺が著しく大きくなることが予見されない場合に限り、乗船者が航行中に指定場所内において救命胴衣等を着用しないことを了承すること
 - (4) 指定場所内であっても救命胴衣等の着用を努めること
 - (5) 救命胴衣等を着用せずに船外に身を乗り出す行為をしないこと
 - (6) 救命胴衣等を着用せずに釣り等の作業※をしないこと
※船舶の種類に応じて、乗船者が行う可能性のある船外への転落のおそれがある行為を列挙すること
 - (7) 椅子の上で立ち上がらないこと（指定場所が椅子で囲まれている場合のみ）
 - (8) (5)(6)(7)の行為をする場合は救命胴衣等の着用義務が生じること
 - (9) 指定場所内であっても船体の動揺が著しく大きくなる荒天時には小型船舶操縦者の指示に従い救命胴衣等を着用すること
- (g) 「乗船している者の見やすい箇所に表示」とは、指定場所内に乗船している者から掲示物が常に見えるよう（船室等に遮られることのないよう）、必要に応じて複数の掲示物を表示することをいう。

- (h) 「防波堤その他これに類する波浪を低減することができるもの」とは、防波堤、離岸堤又はこれに類する波浪を低減することができる自然地形をいう。
- (i) 「岸壁、栈橋その他これらに類するもの」には、係船浮標を含まず、岸壁、栈橋、浮栈橋、係船くい及びこれらに係留されている船舶を含む。

規則第 137 条第 4 項（適用除外の対象となる場合）

- (a) 第 1 号に掲げる者は、通常時であれば救命胴衣等を着用できるが、乗船している時点で負傷等のため救命胴衣等を着用できない状況にある者をいう。
- (b) 第 2 号に掲げる者は、通常時においても救命胴衣等を着用できない体躯である者をいう。
- (c) 第 3 号に掲げる者は、規則第 137 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる場合（航行中の特殊小型船舶に乗船している場合、12 歳未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合及び航行中の小型漁船に 1 人で乗船して漁ろうに従事している場合）の適用除外とすることができない。
- (d) 「船外における行為」とは、ダイビング、水上スキー、ウェイクボード、磯釣り等の船上から船外に出て行うスポーツ・レクリエーション又は潜水漁業、水中で行う救助、調査、工事若しくはこれに類する作業をいう。セーリング、イルカ等のウォッチング、船上バーベキューなどの船上において行う活動を含まない。
- (e) 「水上スキーその他の船外における行為を行うための装備」とは、船外における行為を行うために不可欠な安全装備（浮力を持ったプロテクター等）をいう。
- (f) 「水上スキーその他の船外における行為を行うための装備を着用していることにより船外への転落に備える必要な措置を講ずることが当該装備の機能保持上適当でない」とは、当該船外における活動を行うために不可欠な安全装備を身体に装着した上から、救命胴衣等をさらに重ねて着用することが、本来の安全装備の機能の一部を損ねることをいう。
- (g) 次に掲げる措置は、第 4 号に規定する「国土交通大臣が認める措置」とする。

- (1) 1 歳未満の小児に対し大人が行う保護及び監督の措置
- (2) 潜水を目的とする者が、ダイビングスーツを着用する措置（海上保安庁、警察、消防、ボートレスキューサービス等が救難・救助目的で特殊小型船舶に乗船する場合にダイビングスーツを着用する措置を含む。）
- (3) 儀式、祭礼、神事又はこれに類する行事を目的として船上で活動を行う際に、当該活動に必要な服飾を着用することにより救命胴衣等を着用することが適当でない者に対して、別の船舶からの監視体制及び救助体制（当該者が海中転落したことをただちに認知し、救助することが可能な体制をいう。）をとる措置
- (4) 次のすべての要件を満たす船舶による競技の大会において、落水を防止するための設備、個人が落水に対応するための装備及び落水者を救助するための設備を確保し、安全管理体制をとる措置（大会と同等の条件の練習において、落水を防止するための設備、

個人が落水に対応するための装備及び落水者を救助するための設備を確保し、安全管理体制をとる措置を含む。)

(i) 落水を防止するための設備、個人が落水に対応するための装備、落水者を救助するための設備・体制及びこれらに関する教育に関し、国際又は国内で統一された安全基準が整備されていること

(ii) 安全基準の遵守が競技に参加するための条件とされていること

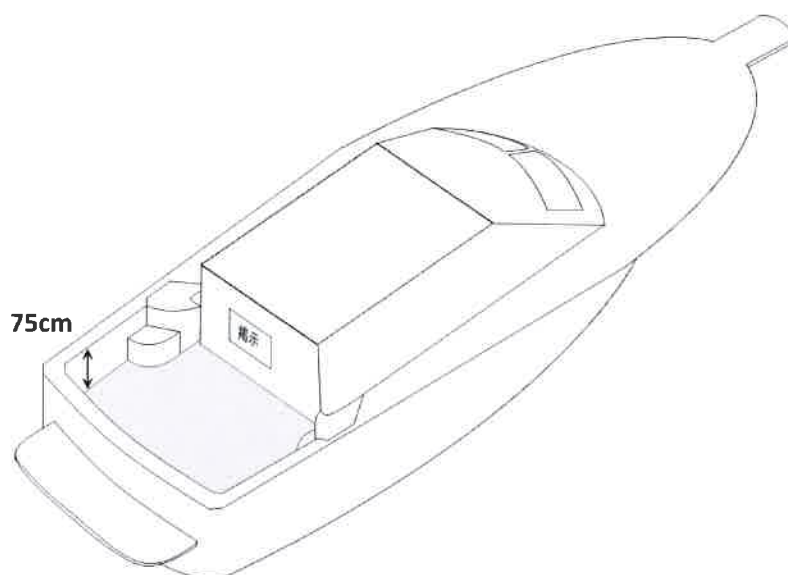
(iii) 競技者を指導することができる団体が、競技者に安全基準を遵守させるための十分な取り組みを行っていること

(iv) 当該競技において、国内における重大な事故が多数発生していないこと

(h) (g)の(4)に掲げる要件を満たす競技として、World Sailing Offshore Special Regulations 又は JSAF 外洋特別規定を遵守して実施されるセーリングが認められる。

船外への転落のおそれが少ない場所の揭示例

小型船舶操縦者が指定する船外への転落のおそれが少ない場所



○この船では、緑のエリア内に限り船長の了承を得てライフジャケットを脱ぐことができますが、やむを得ない場合を除き、できる限り着用に努めてください

○船長は、あらかじめ確認した気象・海象の予報に基づき船体の動揺が著しく大きくなることが予見されない場合に限り了承します

○ライフジャケットを脱ぐときは、次のことに注意してください

- ・ 船外に身を乗り出す行為をしないこと
- ・ 釣り等の作業をしないこと
- ・ 椅子の上で立ち上がらないこと

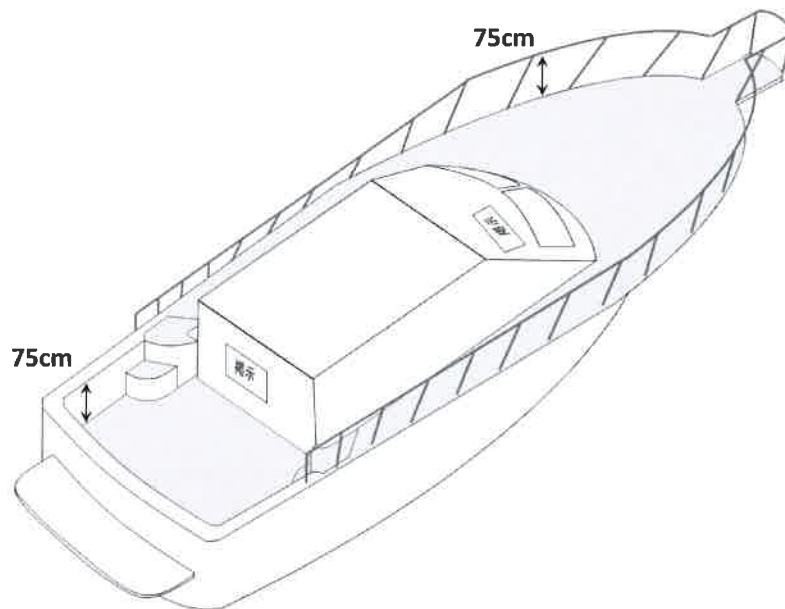
※これらの行為をする場合は、法律に基づきライフジャケットの着用義務が生じます

○荒天時等に船長の指示があった場合は必ずライフジャケットを着用してください

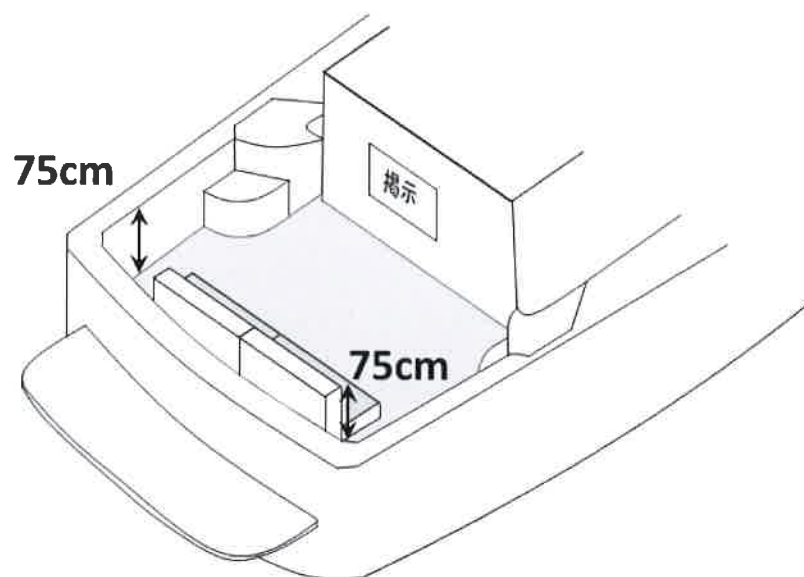
この揭示は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号）第 137 条第 3 項第 1 号に基づくものです

指定の例

暴露甲板全体を指定する場合



固定して設置された椅子を転落防止のための設備として扱う場合





命を守ります！

ライフジャケットが

2016年度 ミス日本「海の日」杉浦 琴乃

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります！

〔平成34年2月1日以降、違反点2点が付されます。〕

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率



船長の義務です！

平成30年2月1日から、小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！着用させないと違反になります！



ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！軽く着けやすいものが開発されています！



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



防波堤内の係留船上にいる方



船外で泳ごうとする方



専用装備で海上スポーツをする方



船長が定めた安全場所にいる方



着用する必要がありません

できるだけ着用して下さい

違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止の対象となります！



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

詳しくはホームページへ

(発行 国土交通省海事局安全政策課)

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



「ユースアメリカズカップチャレンジ支援基金」について

・基金の目的：

2017 年 6 月に開催される第 2 回 Red Bull Youth America's Cup に参戦する「海神チームジャパン」の活動を支援するための基金であり、また、2017 年大会以降も日本チームの参加を継続させるべく、次世代のチャレンジャーの活動資金としても運用される。

・目標金額：3,000 万円

・「海神チームジャパン」について：

日本チームとして初めての Red Bull Youth America's Cup への参加、そして優勝を目指し活動を行っている。日本セーリング連盟（JSAF）の後援のもと、America's Cup チャレンジャーの Softbank team Japan から技術提供を受け、関西ヨットクラブ（KYC）から本大会へエントリーする。現在メンバーは 9 名で、来年の大会場所となる英領バミューダにすでに現地入りし、トレーニングを開始している。

・管理・運用：ユースアメリカズカップチャレンジ支援基金 事務局

担当者：宇佐美翔大（海神チームジャパン所属）

・振込先：日本セーリング連盟 指定口座

・募金方法：

日本セーリング連盟を通じ、所得控除寄付金の制度に沿った方法で支援金を募集する。

個人から一口 1 万円、企業・法人から一口 10 万円にて寄付金を受け付ける。

- ① 寄付者は海神チームジャパンに対して寄付をすることに同意し、JSAF 宛に寄付金申込書(別紙)を提出する。
- ② 寄付者は JSAF が指定した銀行口座に寄付金を振り込む。
- ③ JSAF は寄付者宛に所得控除に利用できる領収証を発行する。

・募金期間：2017 年 1 月 1 日～2017 年 12 月 31 日

・使用用途：

ユースチームの活動にかかる費用全般に使用されるが、特に 2017 年大会まではエントリー関係費用と外国人コーチへの人件費（移動費・宿泊費を含む）の支払いに充てられる予定。残高が発生した場合でも次回大会への活動資金として予算が持ち越され、原則として支援者への返還は行われな

・会計報告：

「海神チームジャパン」公式ホームページにて定期的に会計報告が行われる。

また、基金の途中経過についても随時ウェブ上で公開される。